
村田町財政健全化計画

令和3年度～令和7年度

令和2年11月

村 田 町

I	計画策定の目的	・・・	1
	1 計画策定の目的	・・・	1
	2 計画の位置付け	・・・	1
II	財政の現状	・・・	2
	1 財政状況の分析	・・・	2
	2 歳入の推移	・・・	3
	(1) 自主財源	・・・	4
	(2) 依存財源	・・・	7
	3 歳出の推移	・・・	12
	(1) 義務的経費	・・・	13
	(2) 投資的経費	・・・	16
	(3) その他経費	・・・	18
	4 各種財政指標の推移	・・・	23
	5 人口の推移	・・・	25
III	村田町財政非常事態宣言	・・・	26
IV	財政健全化に向けた基本的な方針	・・・	27
	1 計画期間	・・・	27
	2 基本方針	・・・	27
	3 目標	・・・	27
	4 財政指標目標	・・・	27
V	財政健全化に向けた取組み	・・・	28
	1 歳入の確保	・・・	28
	2 資産の有効活用	・・・	30
	3 総人件費の適正化	・・・	30
	4 各種行政経費の見直し・縮減	・・・	31
	5 業務改革の徹底	・・・	33
VI	財政収支見通し	・・・	34
	1 財政収支見通し算出条件	・・・	34
	2 財政収支見通し（財政健全化取組み前）	・・・	36
	3 財政収支見通し（財政健全化取組み後）	・・・	37
	4 収支不足額の推移	・・・	39
VII	計画の推進及びフォローアップ	・・・	40
	1 計画の推進及びフォローアップ	・・・	40
	2 実施状況の公表	・・・	40
参考資料		・・・	41
	1 村田町財政健全化計画策定に係る組織体制	・・・	41
	2 財政健全化計画策定経過	・・・	42
	3 村田町財政健全化推進本部	・・・	43
	4 村田町財政健全化推進委員会	・・・	45

I 計画策定の目的

I 計画策定の目的

村田町では、これまでに行財政改革プログラム、村田町中期的財政シミュレーションを作成し、地方自治体として自らの判断と責任のもと、行財政運営を行う礎となる財政基盤の確立のため、計画の策定に努めてまいりました。しかし、平成23年3月の東日本大震災発生以後、大規模な災害復旧事業の取り組みをはじめ、時代の変化とともに、住民の行政に対するニーズはますます多様化してきております。

このような経過に加え、近年、町の財政状況については、人口減少や少子高齢化による町税等の自主財源の伸び悩みや扶助費等の社会保障費の増加、以前から高水準にある公債費の影響などにより、歳入の不足額が生じ、これを基金で賄う状況が続いております。このままの状況で推移すれば、基金が枯渇し、本町の地方自治の根幹に関わる、重大な局面に至ることも憂慮せざるを得ない状況にあります。

このことから、町では令和2年2月14日に「村田町財政非常事態宣言」を発令したところです。令和2年度以降は、新たな財源確保策の手立てを講じることをはじめ、これまで以上に徹底した内部管理経費の節減はもとより、様々な改革や改善策を実施していかざるを得ない状況にあります。

併せて、持続可能な財政基盤の立て直し、改善策の実施に向けては、住民サービスの質・量を極力維持しつつ、かつ、負担増を招かない形で進めることを基本に据えなければならぬものと考えております。

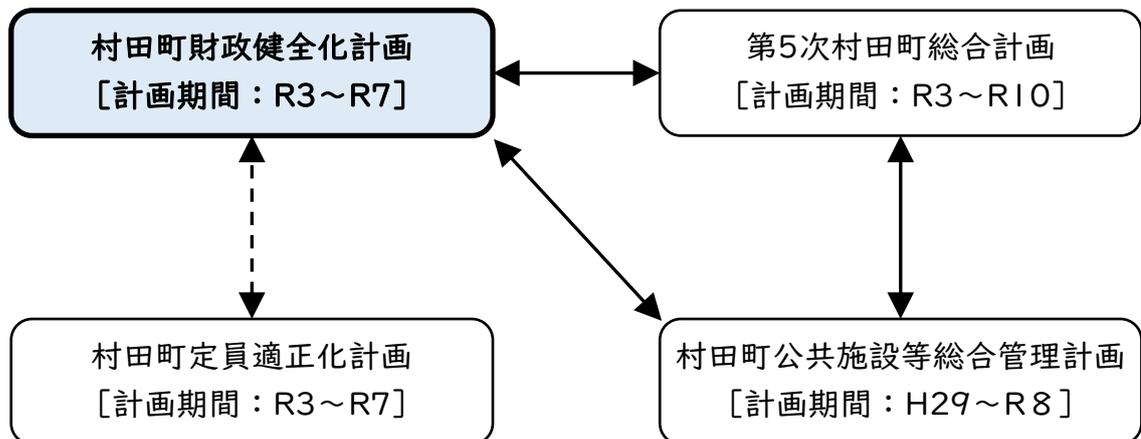
この財政非常事態を早期に乗り越えるためには、これまでの行財政運営の状況を改めて分析し、さらに捕捉可能な範囲で確実な将来推計の見通しを立て、今後へ向けた改善に取り組んでいく必要があります。

そのために、職員はもちろんのこと、町民のみなさまと一体となり、財政構造等の改革を推し進めるべく「村田町財政健全化計画」を策定し、財政基盤の立て直しを図ります。

2 計画の位置付け

本計画は、「第5次村田町総合計画」の財政計画としての性格を有するものであり、「村田町定員適正化計画」及び「村田町公共施設等総合管理計画」等との整合性を確保します。

【図1 本計画と関連計画の相関】



II 財政の状況

I 財政状況の分析

本町の平成22年度以降の歳入決算をみると、自主財源の要となる町税全体では微減で推移しているほか、依存財源の要となる地方交付税が東日本大震災以降、平成23年度をピークに減少傾向を示しており、一般財源の総額で見ると平成25年度以降は、不足する一般財源を財政調整基金をはじめとする各種基金の取崩しにより賄う状況が続いております。

一方、町債の発行については、毎年度の元金償還額以内の借入を原則基本としていることから、地方債残高（借金）は確実に減少傾向を示しております。

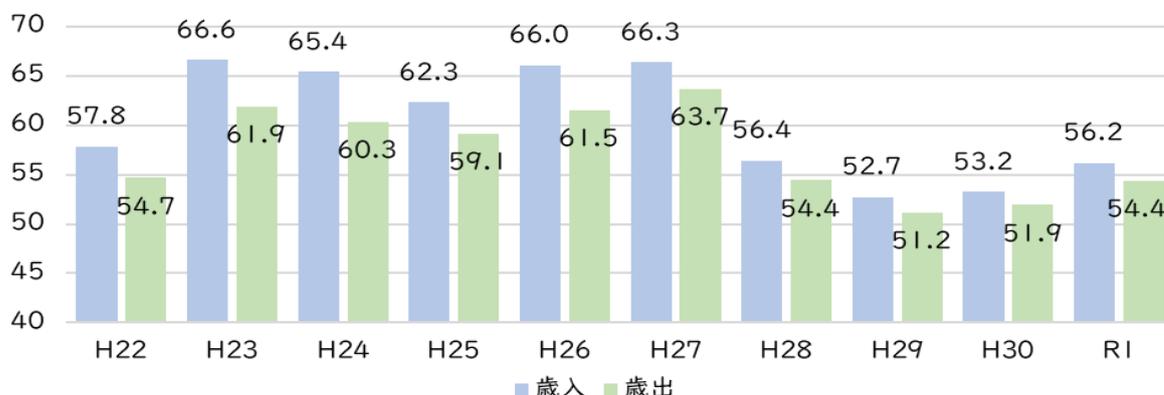
歳出においては、決算規模の推移を見ると、最大が平成27年度の63億円となっていますが、以降、平成29年度、平成30年度では51億円台の通常の決算ベースに見合った状況となっており、投資的経費の多少により毎年度の決算規模に差が見られます。

義務的経費（人件費・扶助費・公債費）全体では、概ね24億円から25億円の範囲でほぼ横ばいで推移していますが、このうち公債費は減少傾向を示している一方、扶助費は年々増加傾向を示しております。その他経費（主に物件費・補助費・繰出金等）は、微増の傾向を示しており、このうち物件費は特に顕著となっています。

これらの総合的な傾向から、年々、財政の硬直化が進んでいることがうかがえます。

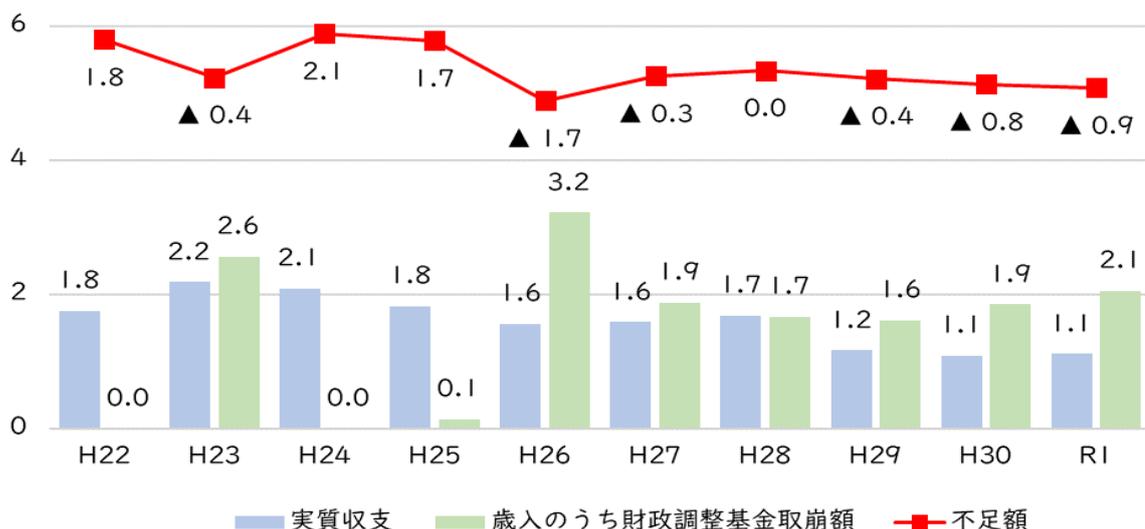
【図2 歳入歳出決算の推移】

[単位：億円]



【図3 決算収支の推移】

[単位：億円]



2 歳入の推移

本町の歳入に占める自主財源の主なものは、町税、使用料及び手数料、繰入金になります。

このうち町税は、後記のとおり全体として減少傾向を示しております。使用料や手数料についても、主に公営住宅使用料や幼稚園使用料、戸籍・住民票交付手数料など人口減少、少子化等の影響により徐々に減少傾向を示しています。繰入金については、特に平成26年度で多額になっておりますが、これは主に東日本大震災復興基金繰入金によるものです。

これに対し、依存財源の主なものは、地方交付税、地方消費税交付金、国県支出金、町債となります。このうち国県支出金は、各年度の投資的経費により増減の幅は大きくなります。特に平成24年度、平成25年度で多額となっておりますが、これは主に東日本大震災に起因する災害復旧費負担金の増によるものです。地方交付税については、地方の安定的な要の一般財源となります。この地方交付税についても、平成23年度、平成24年度にかけ一時的に多額になりますが、これは主に特別交付税及び震災復興特別交付税の増によるものです。

これらの傾向から、相対的に東日本大震災からの復興・復旧事業の進捗とともに、年々減少傾向が顕著となっていることがうかがえます。

自主財源	町税、繰入金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰越金、諸収入
依存財源	地方交付税、地方消費税交付金、国庫支出金、県支出金、町債、地方譲与税、各種交付金

【図4 歳入の推移】

[単位：億円]



(1) 自主財源

① 町 税

ア. 町民税

町民税のうち個人町民税の個人均等割は、平成25年度まで約15,000千円で推移しており、平成26年度以降は17,000千円を超える金額で推移しています。

所得割は、平成21年度までは約360,000千円で推移しておりましたが、東日本大震災以降、一時的に約50,000千円の減収となりました。平成24年度以降徐々に持ち直し、令和元年度では平成22年度の325,000千円を超える金額で推移しています。

法人町民税の法人均等割は、30,000千円のほぼ横ばいで推移していますが、法人税割は景気動向に大きく左右されることから50,000千円～100,000千円で推移しています。

なお、平成29年度に大手製造業の法人撤退があったものの、その他の製造業法人の業績が上向きに働いたことにより減収額を戻す動きが見られました。

イ. 固定資産税

固定資産税のうち償却資産は、企業等の設備投資が進まず10年前と比較し58,000千円の減収となっています。特に、大手製造業の法人撤退は大きく影響しています。

土地は、評価替見直し等により価格が下落傾向にあり、家屋についても、減少傾向で推移しています。

固定資産税全体では、毎年度約1%以上減少しており、10年前と比較すると30,000千円以上の減収となっています。

ウ. 軽自動車税

軽自動車税は、税率改正による引き上げ（1.25→1.50）により平成28年度を境に8,000千円程度の増収傾向にあります。

エ. 市町村たばこ税

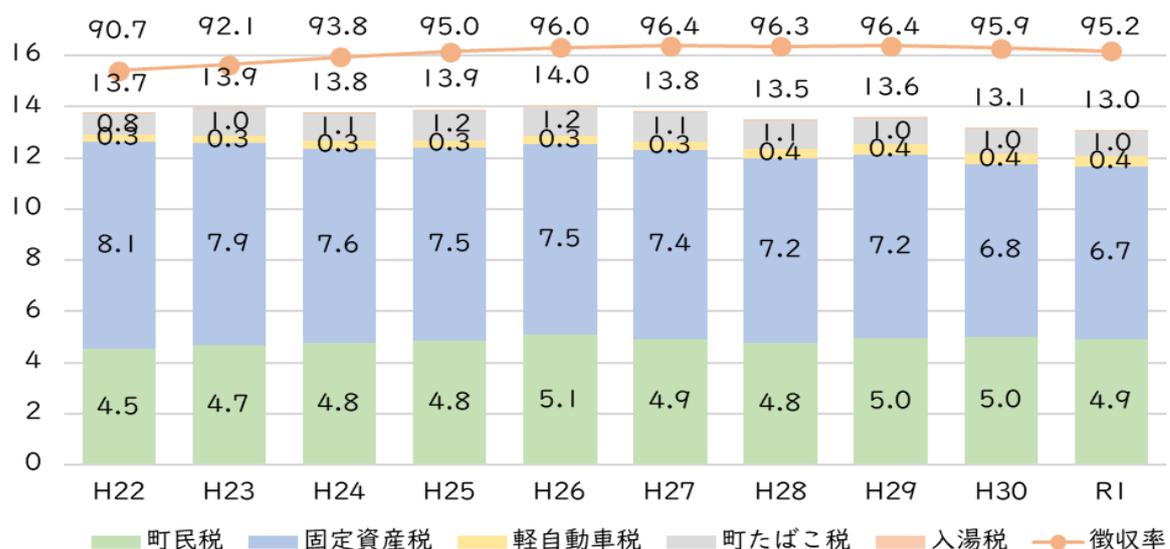
たばこ税は、販売数量が年々減少しているものの、たばこ税法改正（平成22年10月：5円/本）（平成30年10月：1円/本）により、この10年間はほぼ横ばいの100,000千円で推移しています。

オ. 徴収率

町税の徴収率は、平成21年度は89.4%でしたが、その後、収納対策室設置による組織全体の横断的な徴収率向上の取組をはじめ、平成30年度からはコンビニ収納を開始し、収納環境の向上を図っており、令和元年度では95.2%になっています。

【図5 町税の推移】

[単位：億円，%]



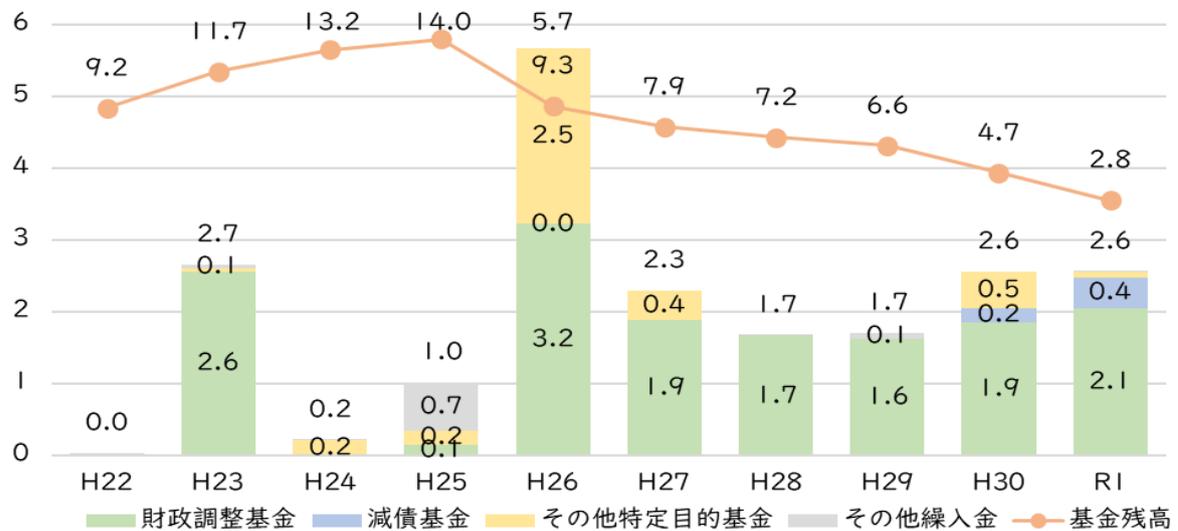
② 繰入金

主に、基金の取崩に伴う繰入金を指し、本町ではここ数年、特に財政調整基金の取崩が多額で推移しており、財政健全化を図る上で大きな課題となっています。

特に、平成26年度の基金繰入額が多額になっていますが、これはあらかじめ計画されていた学校給食センター建設事業に充てたもので、事業着手年度までの期間、新たに公共施設建設等基金を設置、積立し事業実施したことによるものです。

【図6 繰入金の推移】

[単位：億円]



【表1 基金残高】

[単位：千円]

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
財政調整基金	607,531	661,411	780,129	874,226	655,496	554,130	476,451	413,200	295,436	150,389
減債基金	105,362	105,391	105,419	105,446	105,472	105,468	105,511	105,521	85,530	42,696
特定目的基金	206,050	405,039	437,745	417,995	172,501	130,748	134,914	139,341	88,251	84,242
合計	918,943	1,171,841	1,323,293	1,397,667	933,469	790,346	716,876	658,062	469,217	277,327

③ 分担金及び負担金

特定の事業に要する経費に充てるため、利益を受けるものから賦課徴収するものをいいます。本町においては、基盤整備事業に係る分担金や保育所入所に係る個人負担金などが主に挙げられます。

平成25年度から平成29年度まででそれぞれ増額が見られますが、いずれも県営事業の基盤整備事業によるものです。

④ 使用料及び手数料

公の施設の利用または行政財産の使用につき徴収される使用料及び特定の人に役務の提供をするために要する費用に充てるため徴収する手数料があります。本町においては、使用料で公営住宅使用料、幼稚園使用料、公民館使用料などが挙げられるほか、手数料では戸籍や住民票の交付手数料が挙げられます。

平成27年度で対前年比較36,403千円の減は、主にみやぎ県南中核病院村田診療所の償還終了に伴い、庁舎使用料が皆減になったものです。一方、平成28年度で対前年比較20,973千円の増は、主に定住促進住宅（旧雇用促進住宅）収入が増になったことによるものです。

⑤ 財産収入

基金の運用に伴う利子、普通財産・物品の貸付収入のほか、有価証券や出資による権利に伴う配当金などによる財産運用収入のほか、主に普通財産の売却収入による財産売却収入が挙げられます。

平成27年度で対前年比較52,417千円の増は、主にふるさと市町村圏出資金返還金によるものです。

⑥ 寄附金

用途を特定しない一般寄附金のほか、用途を指定した指定寄附金が挙げられ、ふるさと納税寄附金もこのなかに含まれます。

平成27年度で対前年比較22,788千円の増は、主に民生費寄付金及びふるさと納税寄附金の増によるものです。

⑦ 繰越金

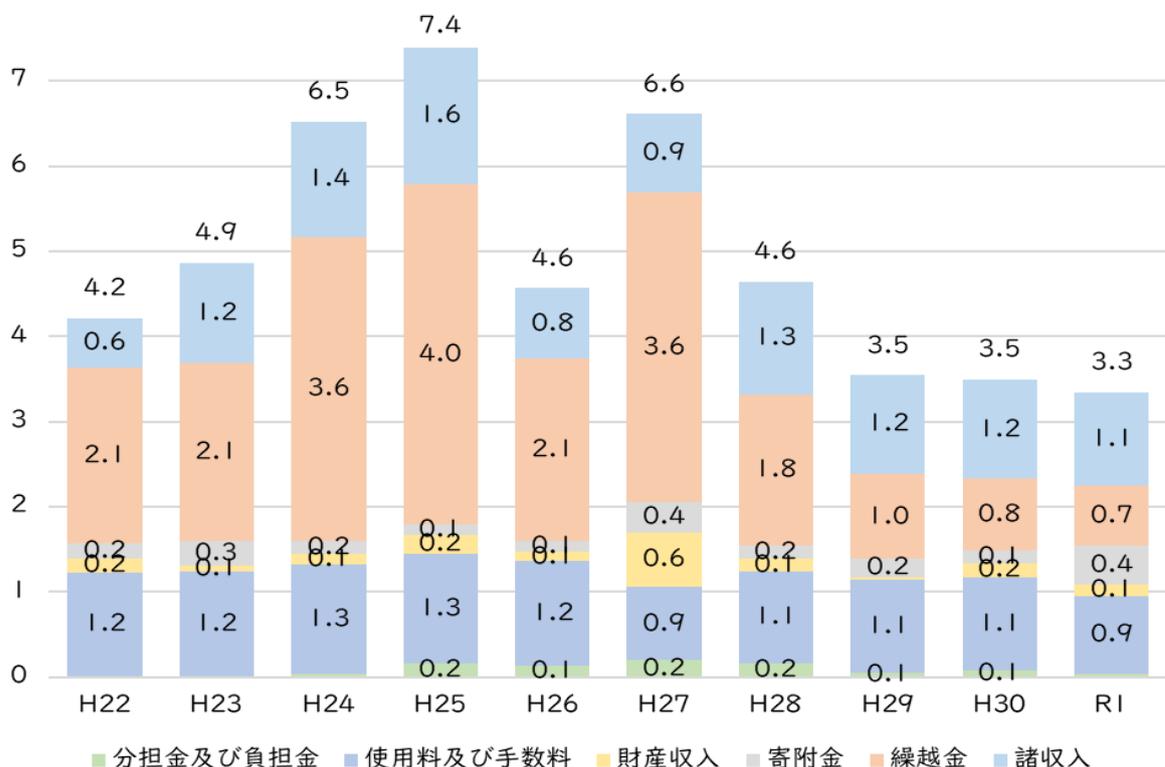
前年度からの繰越金で、純繰越金と繰越明許費に充当する繰越金に大別されます。特に、平成24年度から平成25年度で繰越金が増えている要因は、主に災害復旧事業の繰越明許費にかかるもので、平成27年度は学校給食センター建設事業の繰越明許費によるものです。

⑧ 諸収入

他の歳入科目の区分に該当しないすべての収入を指し、本町においては学校給食センター給食費や場外車券売場地元対策費、営生簡易郵便局取扱収入などが挙げられます。特に平成26年度の対前年度比較76,837千円の減は、地デジ難視聴対策補償金の皆減によるもので、平成28年度の対前年度比較40,565千円の増は、主に東北労働金庫預託金回収金、町有建物共済金の増によるものです。

【図7 その他自主財源の推移】

[単位：億円]



(2) 依存財源

① 地方交付税

地方交付税は、国から交付される一般財源で、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、一定のサービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、本町の財政においても、極めて大きな割合を占めています。

地方交付税には、普通交付税、特別交付税のほか、東日本大震災以降、平成23年度から震災復興特別交付税が新たに創設されました。

ア. 普通交付税

普通交付税は、平成23年度の1,955,000千円をピークに年々減少傾向にあり、令和元年度では1,767,000千円となっております。これは、歳入総額のうち依存財源が7割近くを占める本町財政にとって、年々財政運営が厳しくなっている要因の一つにもなっています。ただし、普通交付税は、基準財政収入額と需要額の差であり、増減だけで良し悪しは言えない面があります。

イ. 特別交付税

普通交付税では捕捉しきれない、地方自治体特有の行政経費に対し交付されるもので、平成23年度では、東日本大震災の影響で315,000千円と突出して交付されていますが、以降は概ね175,000千円～200,000千円の範囲で推移しています。

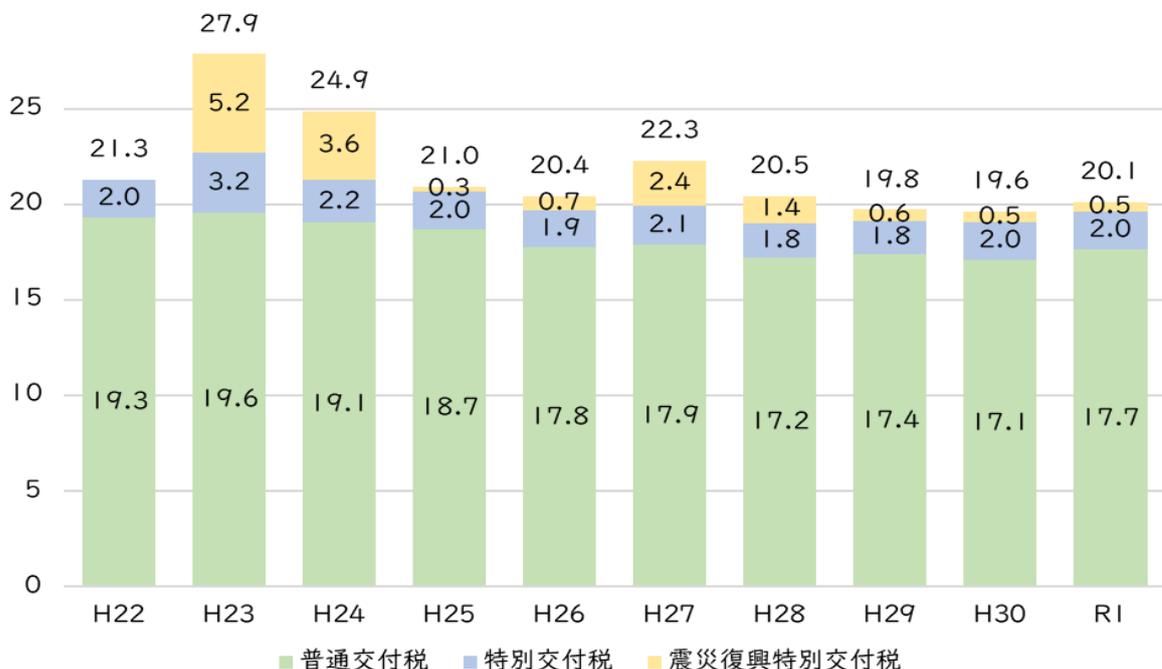
みやぎ県南中核病院企業団に対する負担金や上水道事業会計への高料金対策などに係る経費なども、特別交付税で措置されております。

ウ. 震災復興特別交付税

東日本大震災による復旧・復興等に係る経費の地方負担額を実質ゼロにするため、特別交付税とは別枠で平成23年度に創出されたもので、この年は本町においても518,936千円と多額の交付額となりました。以降は、その年度に応じた交付額のためバラツキが見られ、令和元年度では49,000千円となっております。

【図8 地方交付税の推移】

[単位：億円]



② 国庫支出金

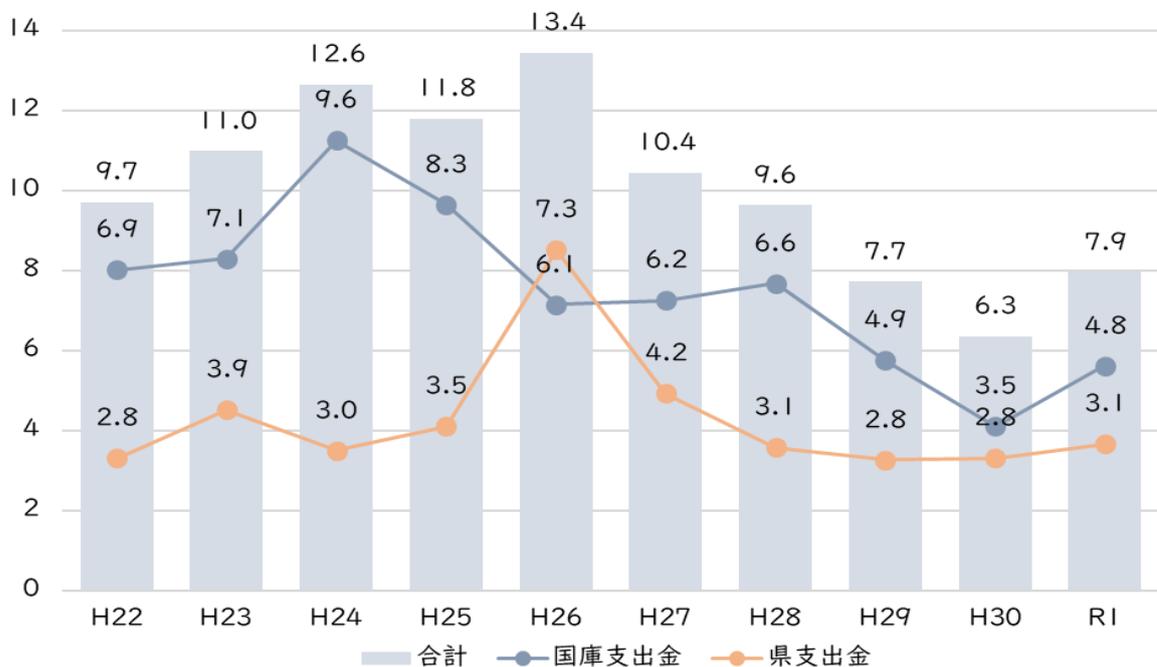
地方財政法により定められた支出金で、国が法令に基づき経費を負担する必要がある国庫負担金のほか、主に投資的経費のうち地方公共団体が財政上特別な必要があると認めたとときに交付される国庫補助金、国が実施すべき事務を町が行うときに交付される委託金があります。特に平成24年度、平成25年度で突出している要因は、東日本大震災による災害復旧費国庫負担金の増によるものです。

③ 県支出金

国庫支出金同様、県が法令に基づき経費を負担する必要がある県負担金のほか、主に投資的経費のうち地方公共団体の財政上特別な必要があると認めたとときに交付される県補助金、県が実施すべき事務を町が行うときに交付される委託金があります。特に平成26年度で突出している要因は、太陽光発電設備設置事業に伴う再生可能エネルギー等導入補助金のほか、介護老人福祉施設整備事業に伴う、介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金、文化財収蔵庫建設事業に伴う、宮城県ミュージアム再興事業委託金のそれぞれの増によるものです。

【図9 国庫支出金・県支出金の推移】

[単位：億円]



④ 町債（地方債）

地方債は地方公共団体が行う、一会計年度を超える借入れ（借金）を指し、原則として主に、建設事業費の財源を調達する場合に発行できるものです。特例として国の地方財政計画上の財源不足を補てんするために発行が認められる臨時財政対策債があります。

ア. 町債（臨時財政対策債を除く）

発行額は、その年度の普通建設事業費の多少に左右されますが、平成22年度以降は、概ね200,000千円から400,000千円の範囲で推移しています。

平成27年度は、学校給食センターや地域福祉センター建設、令和元年度は幼稚園・小・中学校エアコン設置事業により一時的に発行額が増えています。

イ. 臨時財政対策債

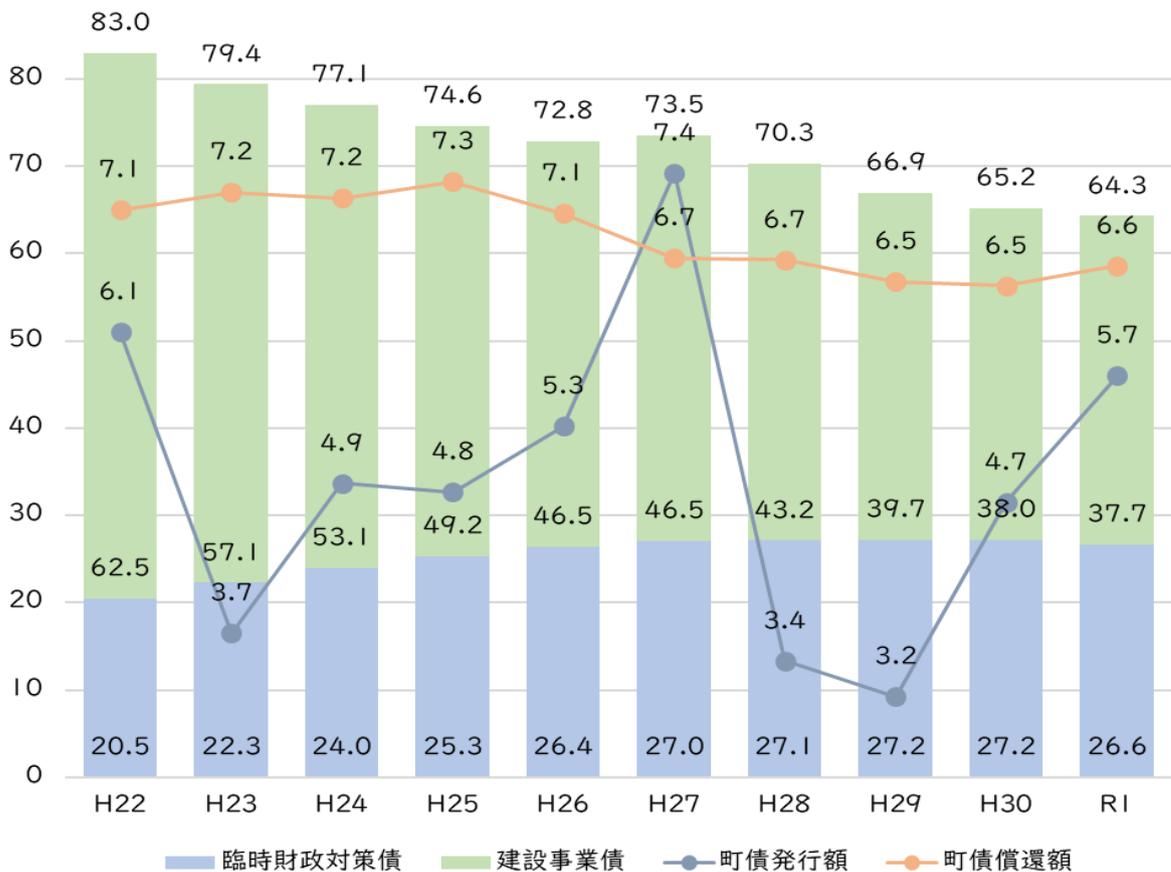
国の地方財政計画に基づき発行額が毎年度変動していますが、償還に要する費用は後年度の普通交付税で措置されるため、実質的な交付税の代替財源となります。ここ10年間の発行状況は268,900千円をピークに徐々に減少傾向を示し、令和元年度では145,000千円まで発行可能額が減少しています。

※ 地方債現在高

これまで、着実に地方債発行の抑制に努めた結果、この10年間で臨時財政対策債を除くと2,480,000千円の減となりました。また、地方債現在高のうち交付税の代替財源としての臨時財政対策債の残高は2,663,504千円となり、全体の41.4%を占める結果となっています。

【図10 地方債の推移】

[単位：億円]



⑤ 地方譲与税

地方譲与税とは、国が徴収した特定税目の税収を一定の基準により、地方公共団体に譲与するものを指します。譲与税には、地方揮発油譲与税のほか自動車重量譲与税に加え、令和元年度からは新たに森林環境譲与税が創設されました。

ア. 地方揮発油譲与税

平成22年度で24,499千円交付されましたが、以降は増減を繰り返しながらも減少傾向となり令和元年度では17,236千円となっています。

イ. 自動車重量譲与税

平成22年度で58,741千円交付されましたが、以降は増減を繰り返しながらも減少傾向となり令和元年度では49,638千円となっています。

ウ. 森林環境譲与税

令和元年度から新たに創設され、町村がそれぞれの地域実情に応じ森林整備及びその促進に関する事業に充てられるもので、本町においては、令和元年度で2,690千円が交付されました。

⑥ 地方消費税交付金

地方消費税は、平成6年の税制改正で地方税財源の充実強化等のため創設され、平成9年4月から施行されました。商品販売やサービス取引等に課税されるもので、令和元年度10月で10%負担することになりました。このうち、都道府県間で清算後の地方消費税の1/2相当額が、県内市町村に交付されるものです。普通交付税算定の基準財政収入額にも算入され、本町においては平成27年度で231,550千円をピークに、令和元年度決算で210,083千円となり、過去5年間では概ね200,000千円台で推移しています。

⑦ 地方特例交付金

国の制度変更等により、地方負担の増や地方の減収が生じた場合などに、特例的に交付される交付金をいいます。令和元年度では主に、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う減収分を補てんするもののほか、消費税率引き上げに伴う需要の平準化のための自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の臨時的軽減による減収を補てんするものが対象とされ交付されています。

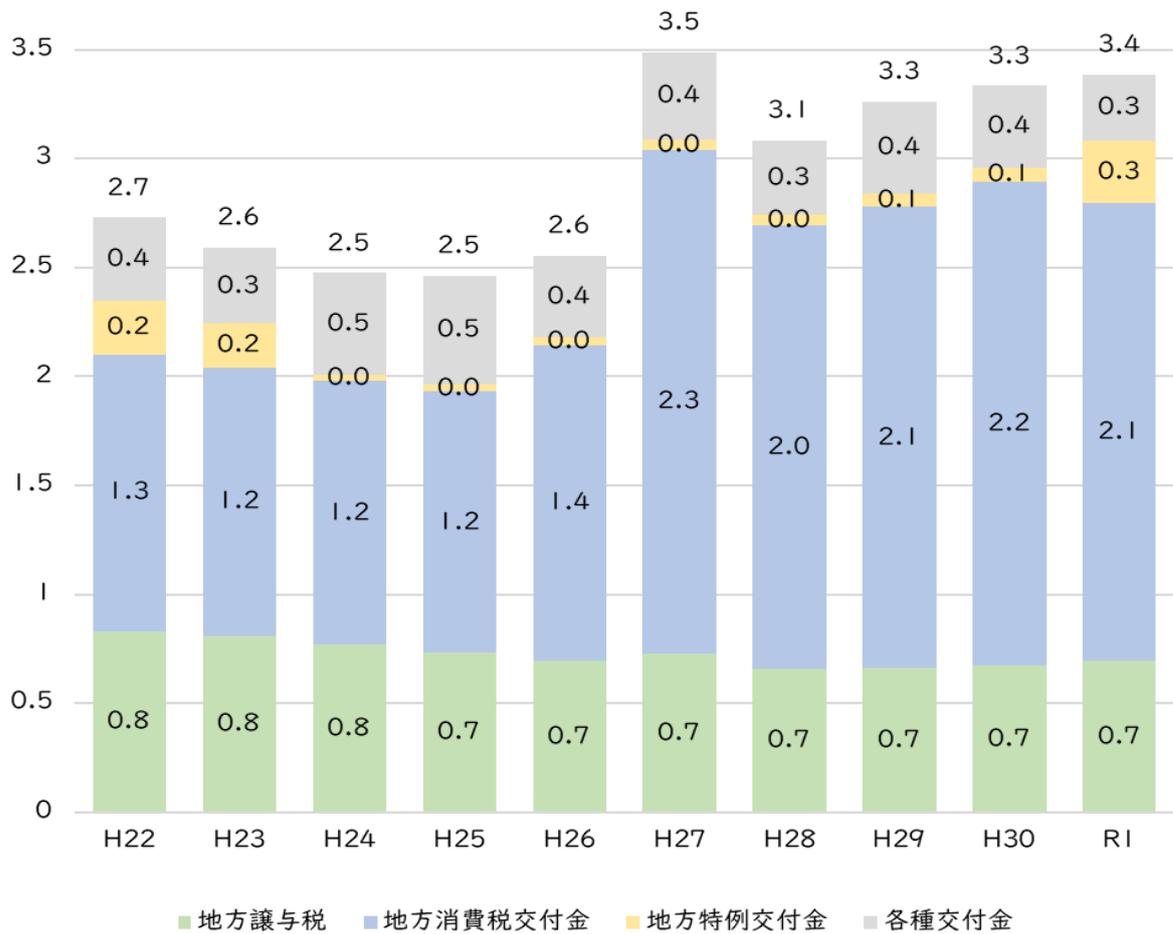
国の制度変更等の内容により交付額が左右されるため、毎年度交付額にバラツキが見られ、令和元年度では28,492千円が交付されました。

⑧ 各種交付金

県税として徴収されたものが、ルールに基づき各種交付金として交付されるものです。交付金には、利子割交付金のほか、配当割交付金、株式譲渡所得割交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、環境性能割交付金、交通安全対策特別交付金があります。このうち、交通安全対策特別交付金については、交通反則通告制度に基づき納付される反則金を原資として地方公共団体が単独で実施する道路交通安全施設整備の経費に充てられる財源として交付されるものもあります。

【図11 その他依存財源の推移】

[単位：億円]



3 歳出の推移

義務的経費とは、法令あるいはその性質上支出が義務付けられているため、任意に削減することが難しい経費です。

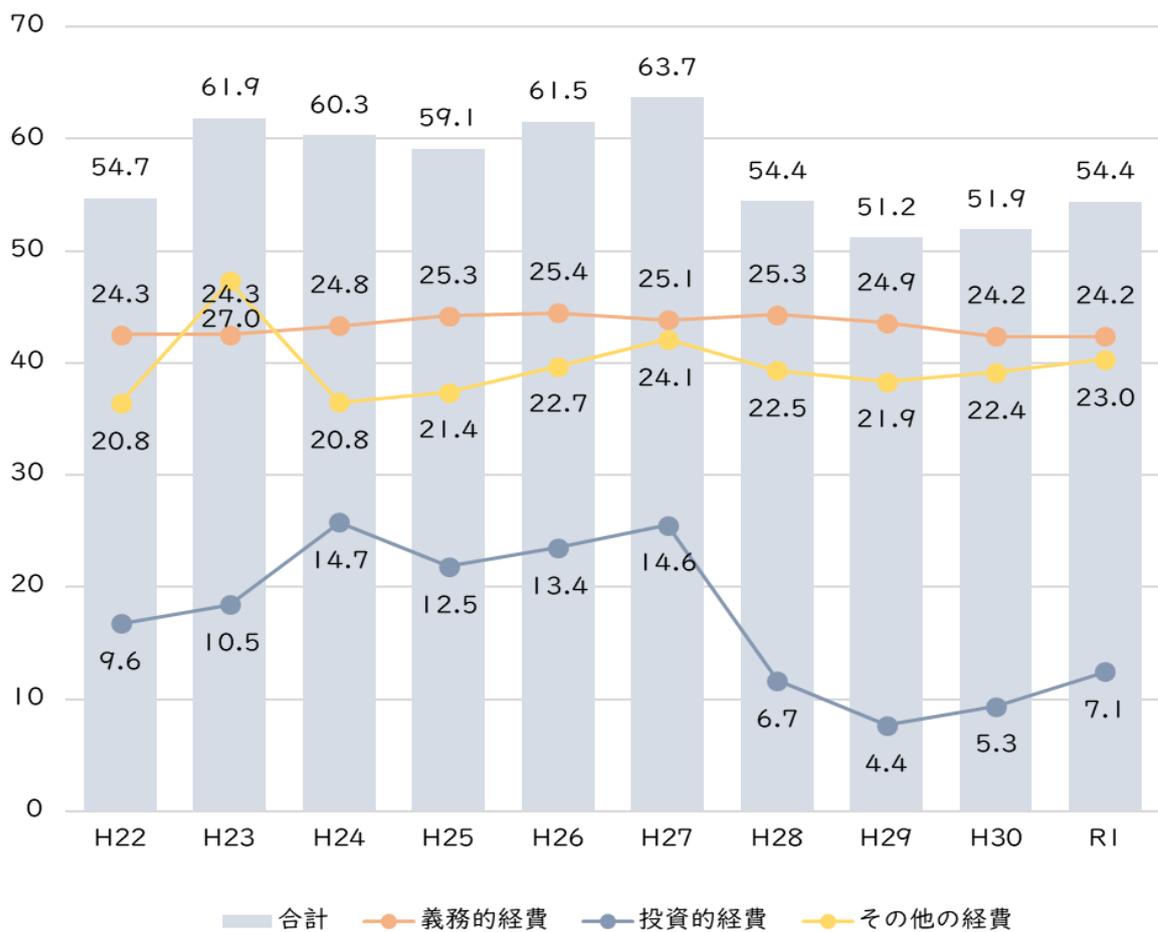
投資的経費とは、その支出効果が長期間にわたるため、資本形成につながる経費です。

その他経費とは、物件費、維持補修費、補助費等、積立金、投資及び出資金、貸付金、繰出金などの義務的経費及び投資的経費以外の経費です。

義務的経費	人件費、扶助費、公債費
投資的経費	普通建設事業費、災害復旧事業費
その他経費	物件費、維持補修費、補助費等、積立金、投資及び出資金、貸付金、繰出金

【図12 歳出の推移】

[単位：億円]



(I) 義務的経費

① 人件費

職員数は平成22年度で151人から令和元年度では161人（うち再任用職員4人）になっており、10人増加しています。人件費は、平成22年度で1,127,557千円、令和元年度で1,205,519千円となっており増加傾向にあります。

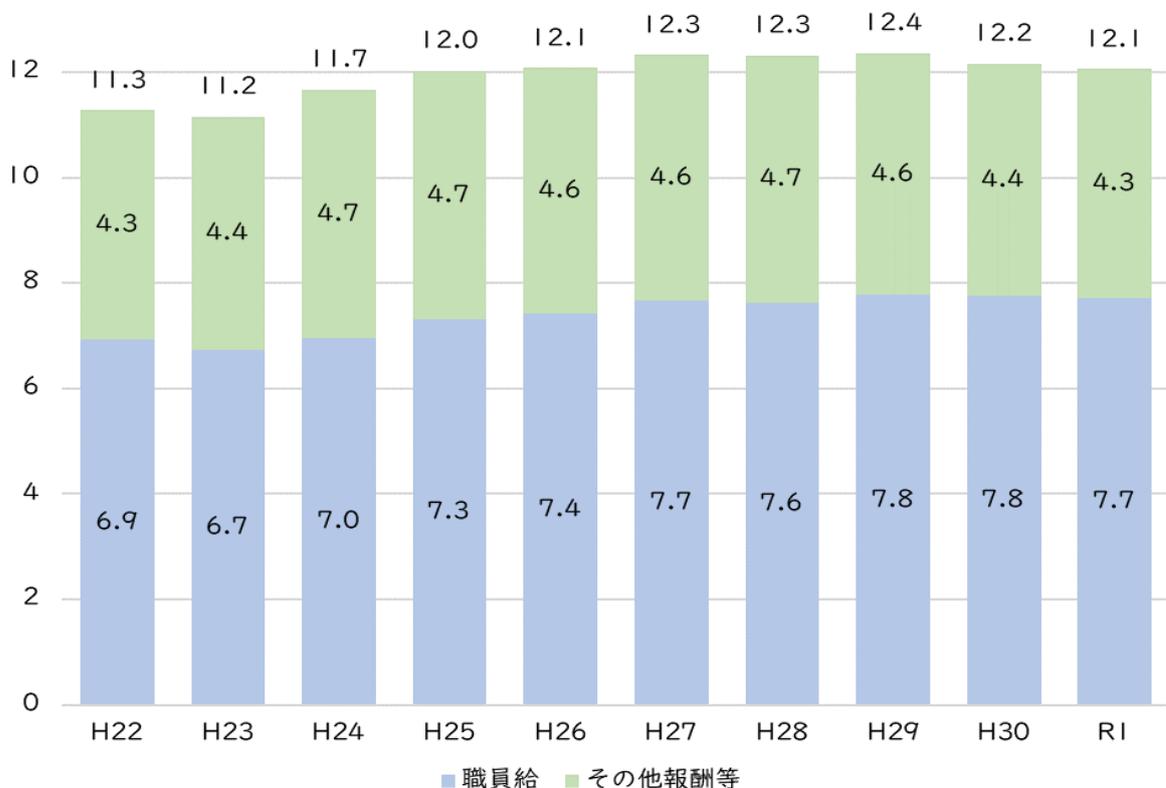
平成22年度末までは、集中改革プランの実施により計画的に職員数の削減が行われてきましたが、平成23年度以降は主に、東日本大震災からの復旧・復興事業を推し進めることや、平成25年度以降は定年後の再任用職員制度が施行となり、職員総数も増加傾向となっております。また、令和2年度からは地方公務員法の改正に伴い会計年度任用職員制度が本格施行され、人件費を押し上げるものと予測されます。

共済組合等負担金については、平成22年度で160,053千円、令和元年度で178,138千円となっており増加傾向にあります。これは職員数の増加等に伴うものです。

事業費支弁に係る職員人件費について、平成22年度で42,295千円、平成23年度で59,517千円と17,222千円の増となっているが、これは主に東日本大震災に起因する補助災害復旧事業に支弁された人件費となっています。

【図13 人件費の推移】

[単位：億円]



【表2 (参考) 職員数】

[単位：人]

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
職員数	151	152	157	161	160	162	160	161	164	161
普通会計	136	135	141	144	143	145	146	147	149	144
特別会計等	15	17	16	17	17	17	14	14	15	17

② 扶助費

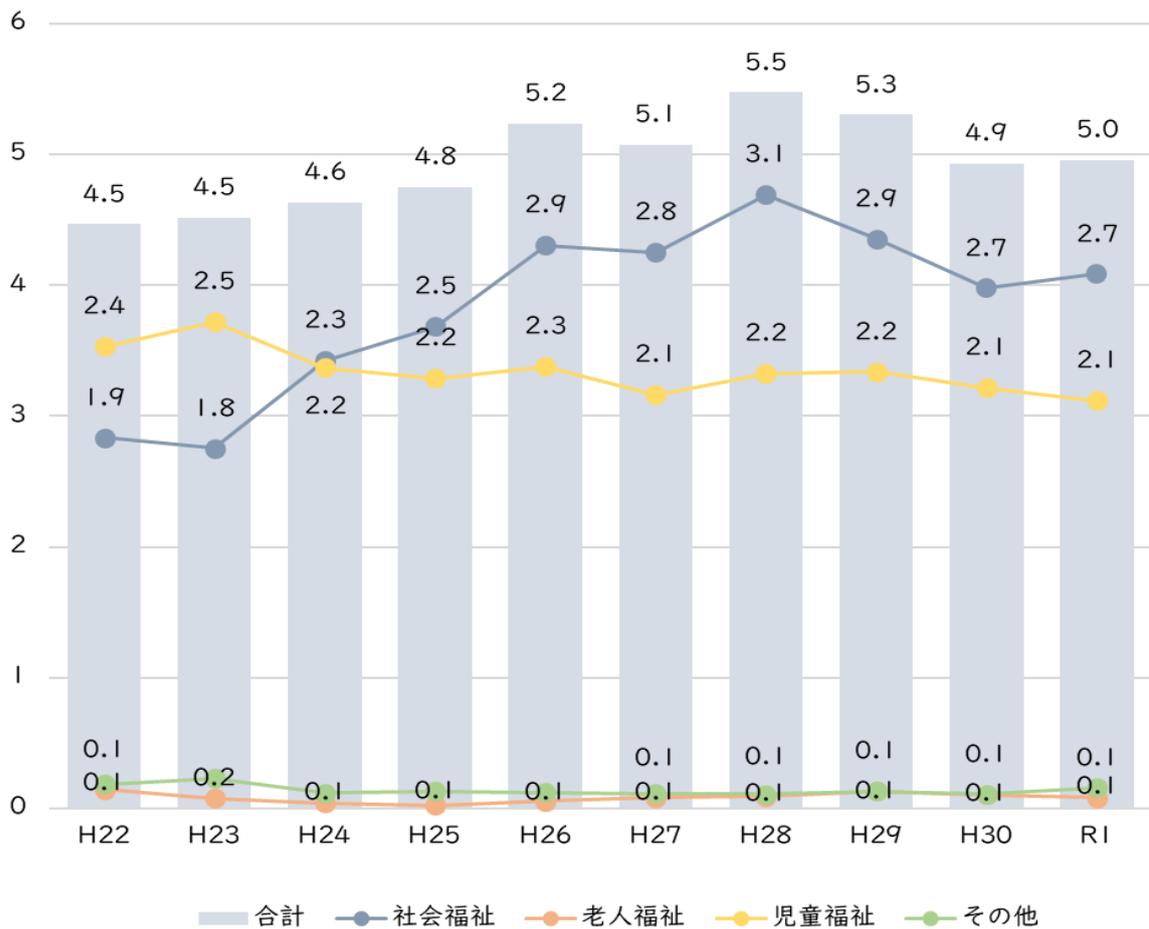
扶助費は社会保障の一環として主に、高齢者、児童、障害者等に対し行う様々な援助に要する経費で、少子高齢化や制度改正に伴い、近年は増加傾向を示しております。

平成22年度では主に、子ども手当、子ども医療費助成（町単独の医療費無料化）がスタートし、扶助費総額でも前年度比較で135,971千円増の446,812千円になりました。

平成26年度では、臨時福祉給付金事業や子育て世帯臨時給付金事業、障害者福祉サービス負担金等の増により平成25年度と比較し、48,668千円の増で523,918千円となっています。臨時福祉給付金事業は平成28年度でも実施されており、単発的に扶助費を押し上げる要因となっています。

【図14 扶助費の推移】

[単位：億円]



③ 公債費

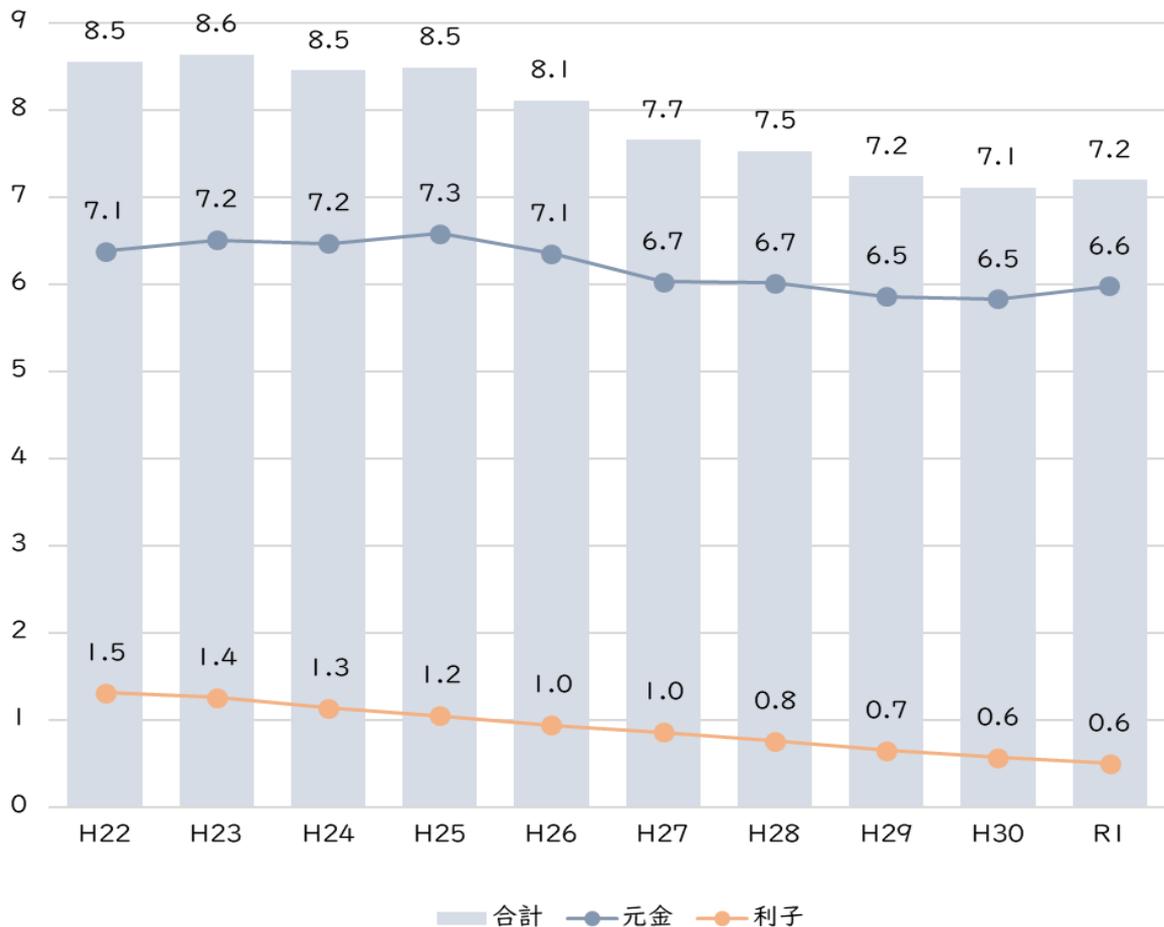
資金調達のために借り入れた町債（借金）の元利償還金等（返済）の経費となります。

東日本大震災以降、毎年度の借入額を元金償還額以内とすることを原則に運用してきた結果、公債費は平成23年度の863,523千円をピークに減少傾向を示し、令和元年度では719,716千円となっています。また平成19年度からは随時、保証金免除繰上償還による低利率への借換等も実施しており、利子償還額の低減にも努めてきました。

実質公債費比率もピーク時の23.1%を下回り、毎年度確実な減少傾向を示していますが、平成30年度決算における13.6%は、依然、宮城県内でワーストとなっていることから、更なる改善に努めなければなりません。

【図15 公債費の推移】

[単位：億円]



(2) 投資的経費

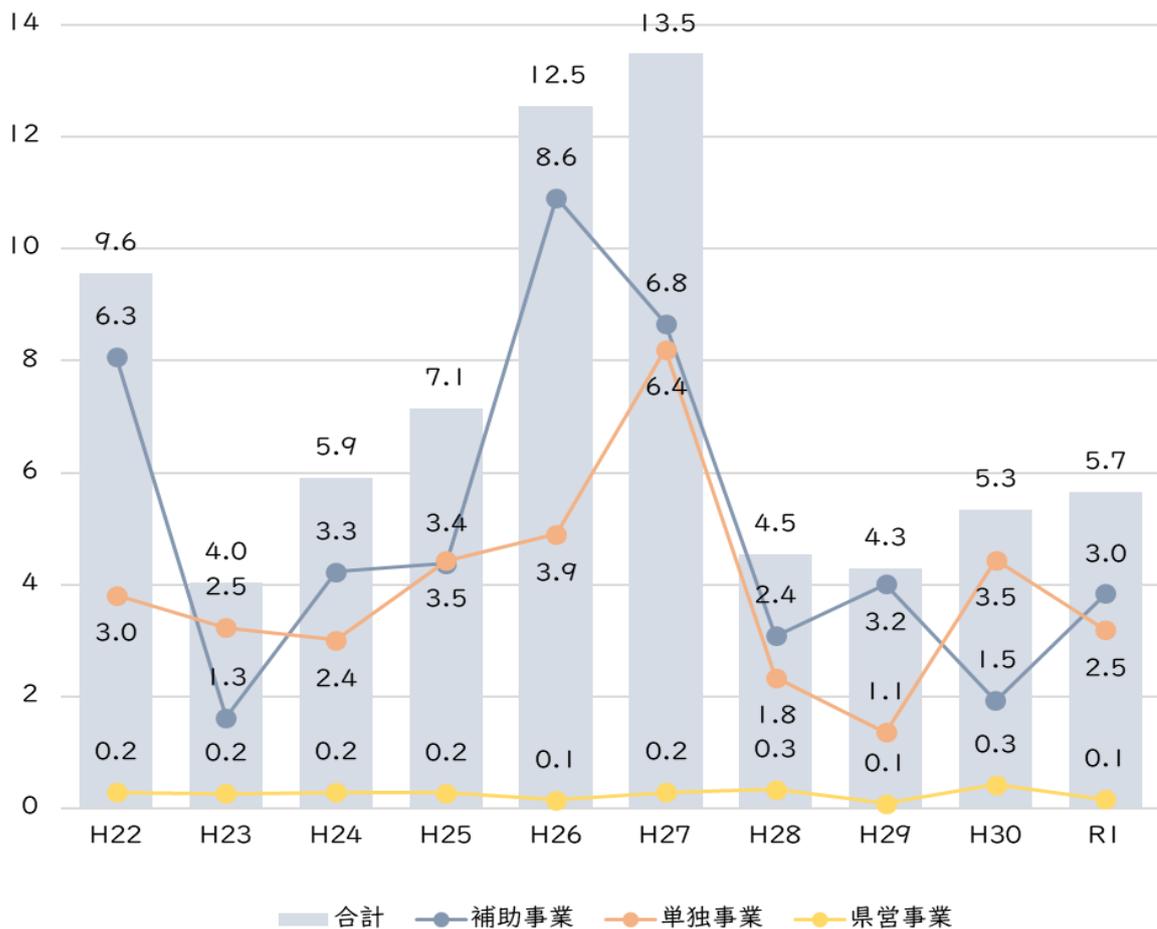
① 普通建設事業費

普通建設事業費は、道路、橋りょう、公園、学校等の社会資本の整備及び用地等の不動産取得等に要する経費となります。

その年度の事業規模により事業費は大きく左右されますが、特に平成26年度から平成27年度にかけては、それまで懸案となっていた、学校給食センター建設事業費や平成27年度から平成28年度では地域福祉センター建設事業等により普通建設事業が増加しており、平成26年度では1,254,414千円、平成27年度で1,348,329千円となっております。

【図16 普通建設事業費の推移】

[単位：億円]



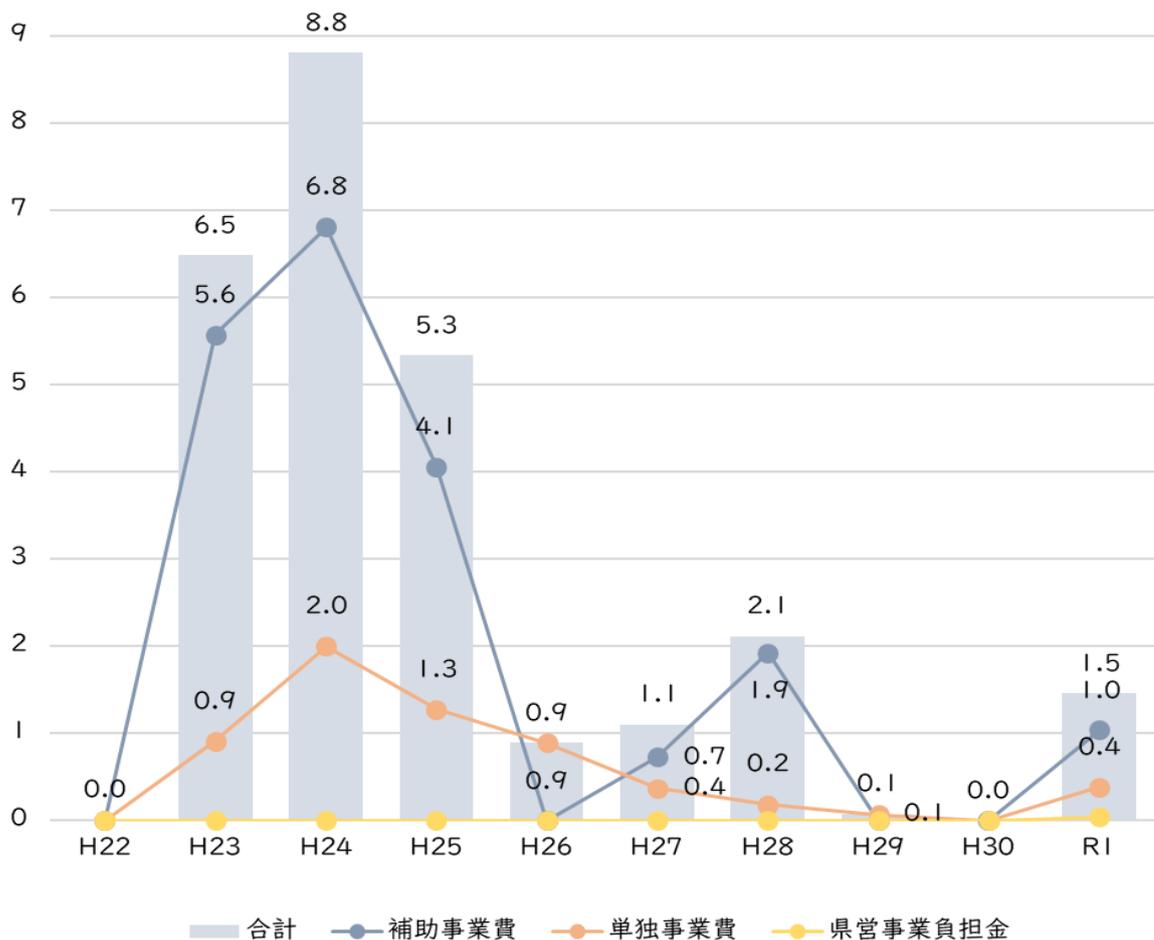
② 災害復旧事業費の推移

災害復旧事業費は、道路、橋りょう等の公共土木関係施設やため池、林道等の農林業施設などが台風や豪雨等により被災した際に復旧に要する経費となります。

災害の発生状況により事業費は、普通建設事業費同様、大きく左右されます。東日本大震災による事業費は平成23年度で647,987千円、平成24年度で880,344千円、平成25年度で533,120千円となりました。平成28年度は前年度からの繰越事業として平成27年9月発災の関東・東北豪雨により210,931千円、令和元年度で台風19号災により145,731千円となっています。近年は、台風やゲリラ豪雨に伴う災害の発災も頻発していることから、今後の災害復旧事業費も増加傾向になる示すことが予測されます。

【図17 災害復旧事業費の推移】

[単位：億円]



(3) その他の経費

① 物件費

物件費は、町が支出する消費的性質を持つ経費の総称で、主に賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費などを指します。

これら経費の推移を見ると、平成21年度までは概ね500,000千円の規模で推移していましたが、平成22年度は608,878千円となり、以降は大幅な増額傾向を続けており、令和元年度では927,783千円となっております。

主な要因は、電算処理委託料や新しいシステムの導入、改修、保守等に要する経費が年々増大してきており、財政を圧迫する大きな要因の一つとなっております。

その他にも、平成23年度からは小学校統廃合に伴うスクールバス運行経費や給食提供にかかる経費や、平成25年度からはデマンドタクシーの運行経費、平成30年度からは自治体クラウド導入に伴う関連経費など新しい行政サービスの提供が増えてきており、これに伴い、需用費（消耗品や光熱水費、電気料金）なども増加傾向にあります。経費には、町民サービスに直結しない、内部管理経費も多く含まれておりますので、これらの経費圧縮にも、より一層努めなければなりません。

【図18 物件費の推移】

[単位：億円]



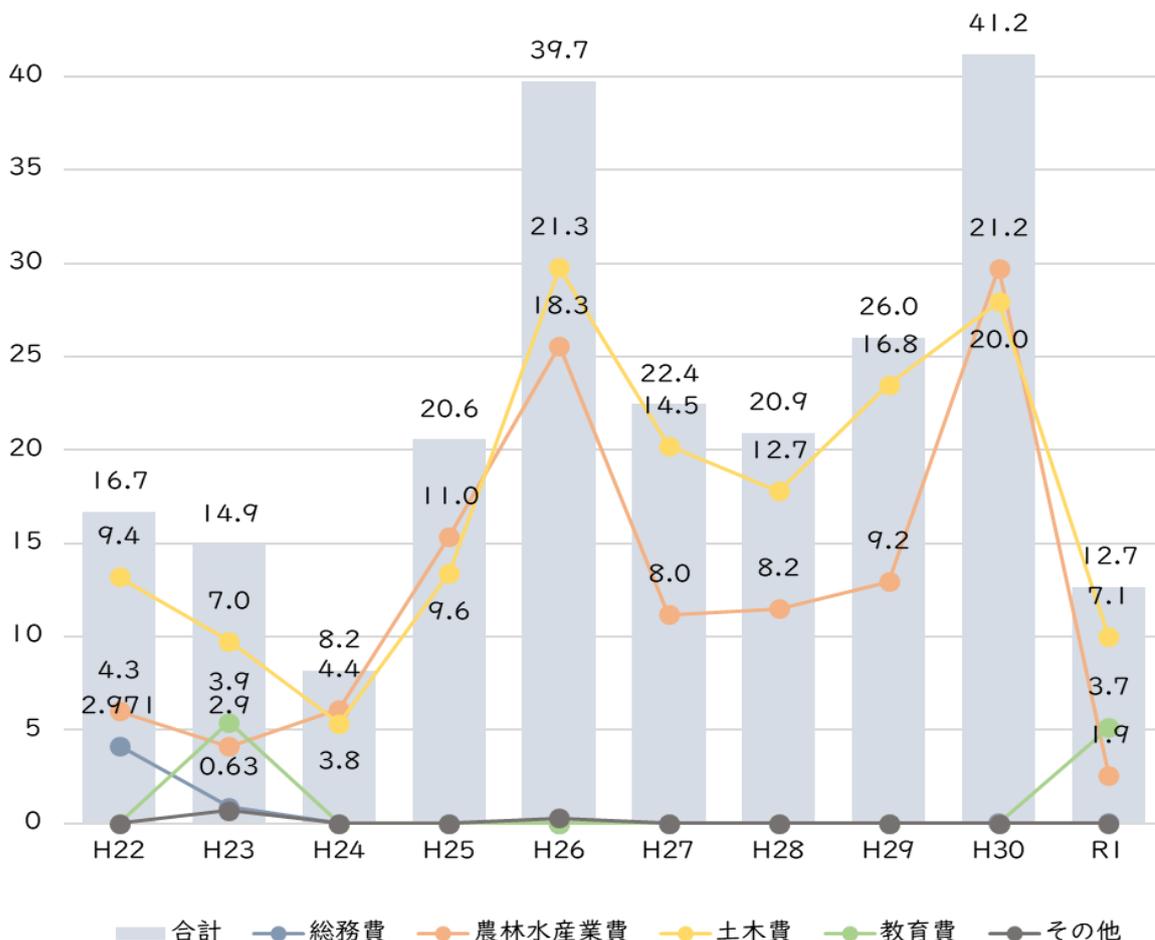
② 維持補修費

維持補修費は、町が管理する公共用施設等を補修するなどし、その効用を維持するための経費となります。

毎年度10,000千円から20,000千円の規模で推移しておりますが、平成26年度では農業用堰（足立大堰）やため池補修、町道維持工事の増で39,736千円、平成30年度ではこれらに加え河川の堆積土砂撤去などの増で41,200千円となっております。年度により差異はあるものの、今後さらに施設の老朽化が進むにつれ、これら経費も増加傾向になってくるものと予測されます。

【図19 維持補修費の推移】

[単位：百万円]



※図19の表示単位は「百万円」

③ 補助費等

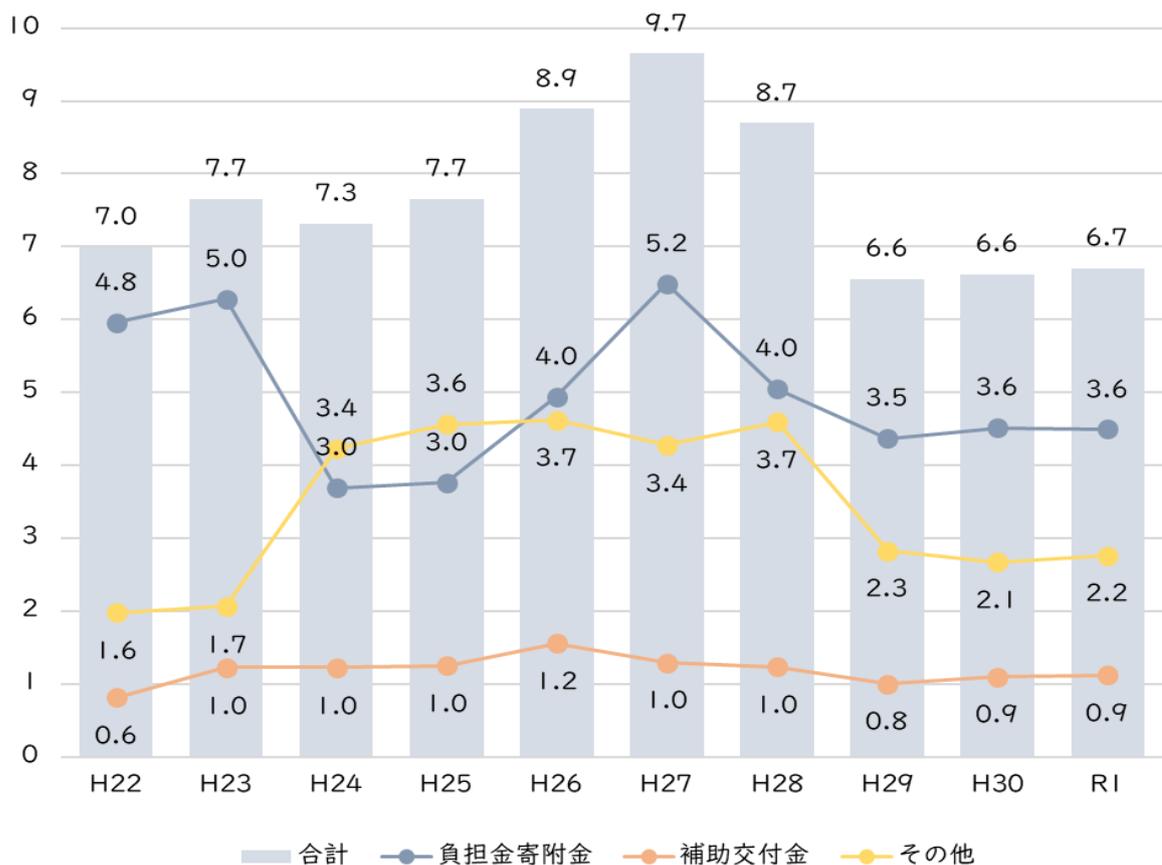
補助費は、主に各種団体に対する助成金や一部事務組合への負担金などで、負担金補助及び交付金のほか報償費の一部や役務費の一部などを含みます。

本町では、仙南地域広域行政事務組合のほか、みやぎ県南中核病院企業団に対する負担金、公営企業会計の上水道事業会計に対する補助金（繰出）が多くを占めており、仙南広域で実施する事業や上水道事業や病院の経営状況によりその規模が左右されます。

一部事務組合に対する負担金のうち特に平成26・27年度で大きくなっていますが、これは角田市に新たに建設した仙南クリーンセンター建設によるもので、平成30年度では新たに柴田斎苑建て替え事業が実施されております。

【図20 補助費等の推移】

[単位：億円]



【表3 (参考) 仙南地域広域行政事務組合等に対する負担金】

[単位：億円]

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
仙南地域広域行政事務組合	2.5	2.8	2.4	2.4	3.3	4.5	3.3	2.5	2.8	2.8
みやぎ県南中核病院企業団	1.9	1.8	2.1	2.2	2.4	2.2	2.4	1.2	1.3	1.3
小計	4.4	4.5	4.5	4.7	5.7	6.7	5.7	3.7	4.1	4.1
(参考) みやぎ県南中核病院企業団出資金								0.9	0.8	0.8
合計	4.4	4.5	4.5	4.7	5.7	6.7	5.7	4.6	4.9	4.9

※みやぎ県南中核病院企業団に対する H22～H23 の負担金は、企業団以降前の「大河原外1市2町保健医療組合」に対する負担金

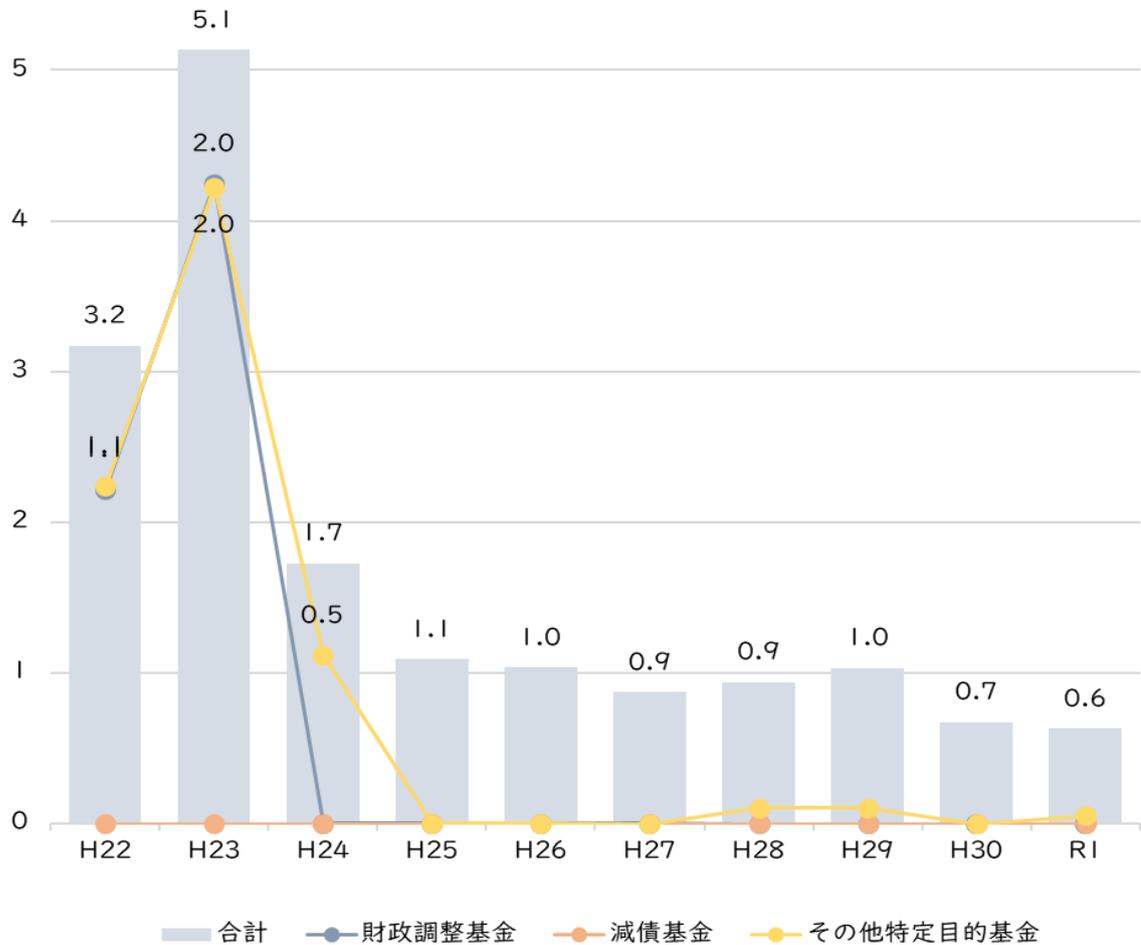
④ 積立金

財政運営を計画的に行うため、または財源に余裕がある場合に、年度間の財源変動に備えて各種基金に積み立てる経費となります。

東日本大震災による交付税等の影響により、平成22年度で317,297千円、平成23年度では513,189千円を積み立てていますが、以降は平成26年度決算を境に取崩額が上回り、平成25年度で874,226千円の財政調整基金現在高は令和元年度で150,389千円となり大幅な減少となっています。

【図21 積立金の推移】

[単位：億円]



⑤ 投資及び出資金

公益上の必要性による会社の株式の取得や財団法人設立の際の出捐金、公社などへの出資も含まれる経費となります。

本町では主に、みやぎ県南中核病院企業団に対する出資金が多くを占めておりますが、平成29年度以降、補助費から一部出資金に計上することになりました。

⑥ 貸付金

地域住民の福祉増進や地域の振興を図るため、町が直接あるいは間接に、現金の貸付を行うための経費となります。

本町では、主に中小企業振興資金融資預託金が、その大部分を占めております。

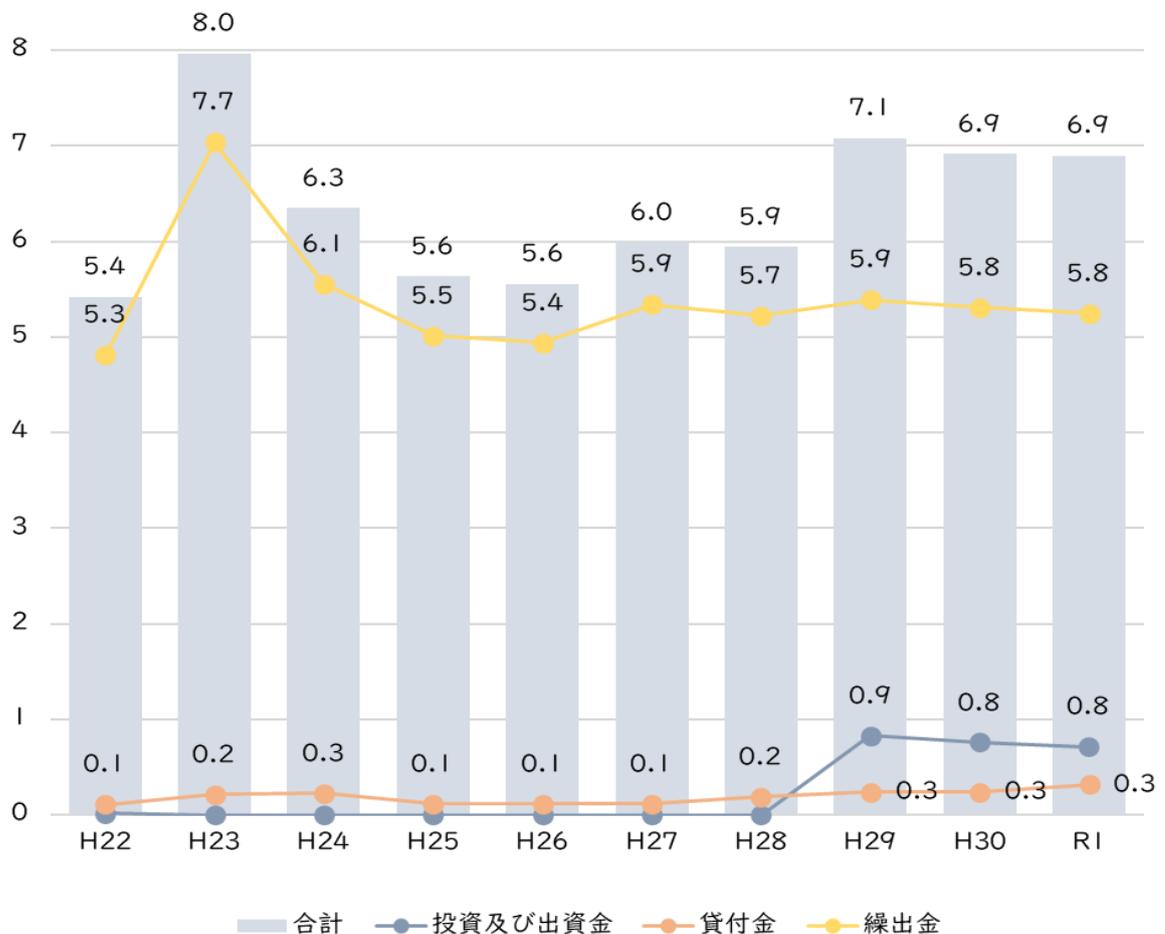
⑦ 繰出金

主に、一般会計から特別会計へ繰出基準等に基づき繰り出す経費となります。

本町では、国民健康保険事業特別会計のほか後期高齢者医療特別会計、介護保険事業特別会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計が該当し、ここ数年間を見ると概ね550,000千円程度で推移しています。

【図22 その他の推移】

[単位：億円]



4 各種財政指標の推移

(1) 財政力指数の推移

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値です。

財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえます。

【表4 財政力指数】

[単位：千円，%]

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	RI
基準財政収入額	1,216,254	1,218,749	1,244,997	1,282,259	1,274,228	1,336,247	1,381,233	1,345,467	1,337,440	1,322,422
基準財政需要額	3,160,716	3,174,454	3,154,800	3,144,464	3,053,872	3,128,013	3,123,468	3,089,875	3,054,497	3,082,162
財政力指数 (3カ年平均)	0.43	0.40	0.38	0.39	0.41	0.42	0.43	0.44	0.44	0.44

(2) 経常収支比率の推移

地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源等）のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常経費）に充当されたものが占める割合です。

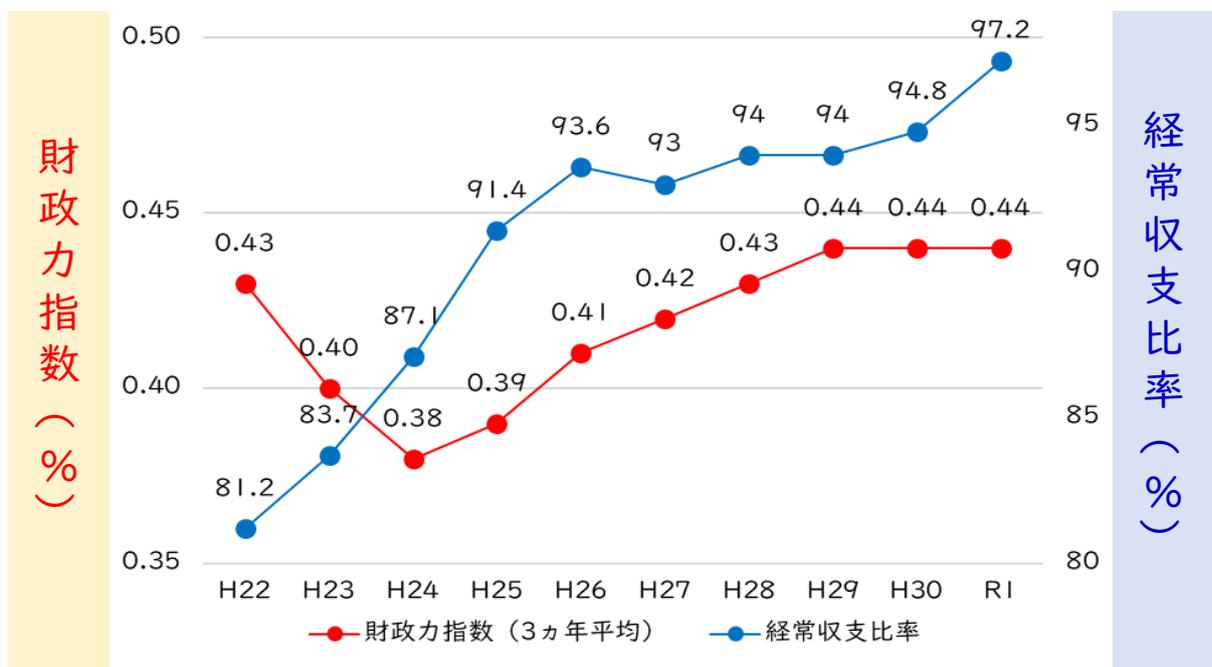
地方公共団体における財政構造の弾力性を見る上で最も重要な比率であり、町村にあっては75%を超えると財政構造の弾力性を失いつつあるといえます。

【表5 経常収支比率】

[単位：千円，%]

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	RI
経常一般財源等	3,950,802	3,885,477	3,802,972	3,761,869	3,676,114	3,747,640	3,564,854	3,618,286	3,553,292	3,568,770
経常経費	3,206,305	3,250,920	3,311,139	3,439,446	3,439,769	3,484,118	3,350,239	3,401,198	3,368,144	3,469,181
経常収支比率	81.2	83.7	87.1	91.4	93.6	93.0	94.0	94.0	94.8	97.2

【図23 財政力指数・経常収支比率の推移】



(3) 実質公債費比率の推移

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の過去3年間の平均値で、借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を表す指標です。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における早期健全化基準は「25%」で、財政再生基準については「35%」となっています。

また、実質公債費比率が18%以上の団体は、地方財政法に基づき地方債の発行に際し許可が必要になります。

【表6 実質公債費比率】

[単位：千円， %]

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
地方債元利償還金等	545,073	537,512	505,913	498,234	446,424	450,791	427,045	413,771	413,087	422,787
標準財政規模等	3,271,919	3,199,043	3,200,426	3,197,732	3,060,707	3,128,455	3,064,040	3,066,456	3,050,034	3,053,049
実質公債費比率 (3カ年平均)	17.7	17.0	16.4	16.0	15.3	14.8	14.3	13.9	13.6	13.6

(4) 将来負担比率の推移

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標といえます。

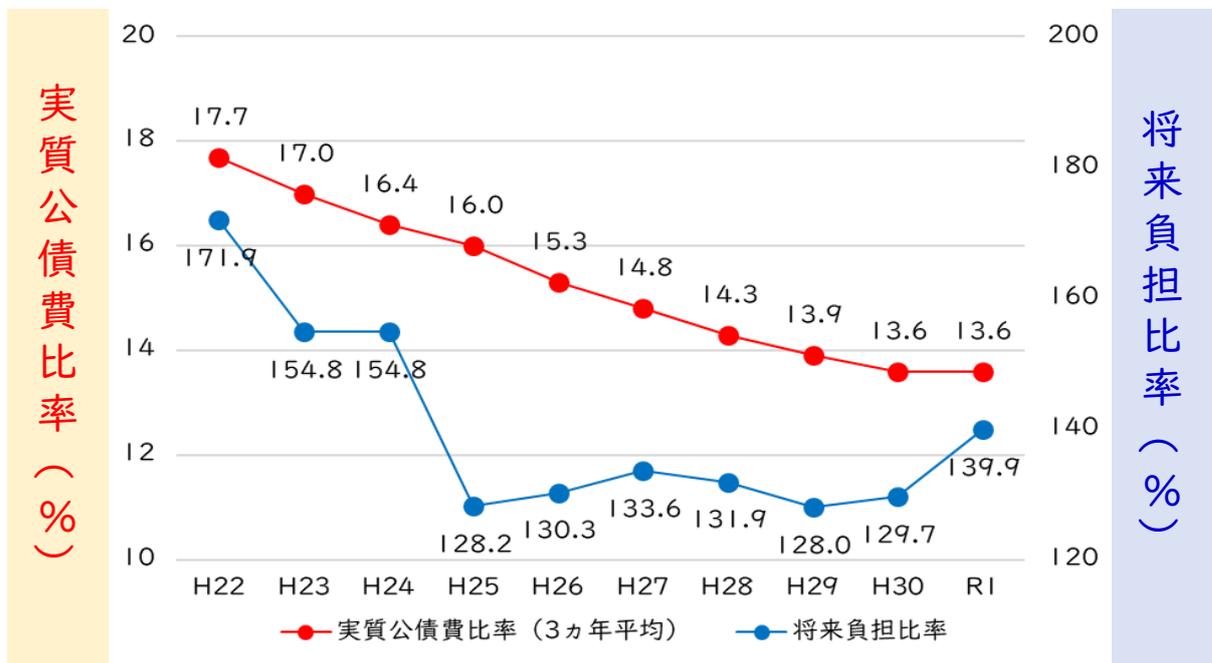
「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における早期健全化基準は「350%」となっています。

【表7 将来負担比率】

[単位：千円， %]

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
将来負担額－ 充当可能財源等	5,627,439	4,953,712	4,954,443	4,101,251	3,990,425	4,181,367	4,042,801	3,925,242	3,957,330	4,272,516
標準財政規模－ 算入公債費等の額	3,271,919	3,199,043	3,200,426	3,197,732	3,060,707	3,128,455	3,064,040	3,066,456	3,050,034	3,053,049
将来負担比率	171.9	154.8	154.8	128.2	130.3	133.6	131.9	128.0	129.7	139.9

【図24 実質公債費比率・将来負担比率の推移】



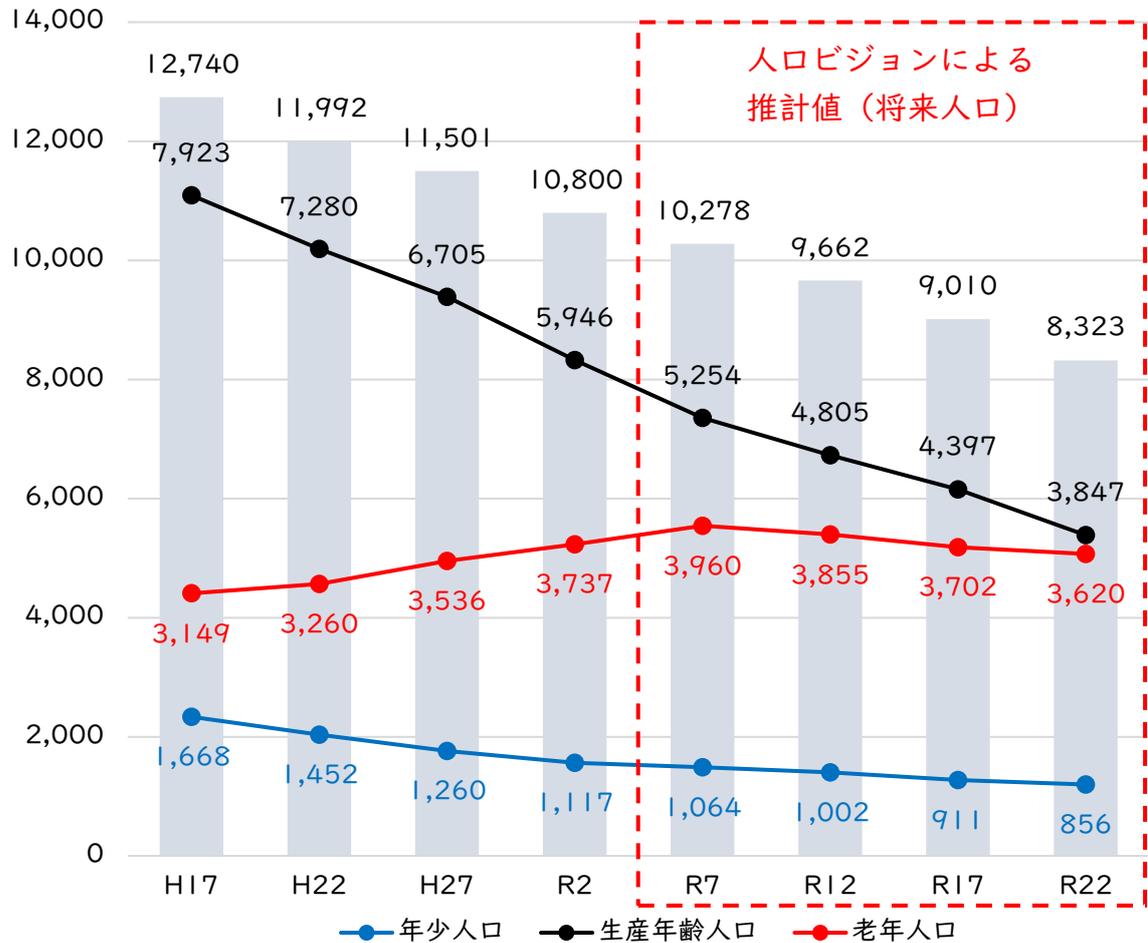
5 人口の推移

昭和60年から平成7年までは緩やかな減少傾向で推移してきましたが、平成17年には1万3千人、平成22年には1万2千人を割り込むなど人口減少が進み、令和2年（令和2年1月1日現在）には1万1千人を割り込み、人口減少が進んでいます。

村田町人口ビジョン（町独自推計による将来人口）によると今後も人口減少が進み、20年後の令和22年には8,323人（令和2年との比較で2,477人の減、率にして22.9%の減）まで減少すると予測されています。

【図25 総人口・年齢3区分別人口の推移】

[単位：人]



※総務省「国勢調査」、 「村田町人口ビジョン（令和元年度改訂版）」

Ⅲ 財政非常事態宣言

村 田 町 財 政 非 常 事 態 宣 言

村田町の現在の財政状況に鑑み、ここに「村田町財政非常事態宣言」を発令いたします。

近年、本町の財政状況は、人口減少による町税等の自主財源の伸び悩みや、扶助費等の増加、以前より高水準にある公債費の影響などにより、ここ数年間は単年度収支不足額が生じ、これを基金で賄う状況が続いており、このため財政調整基金等の残高が県内で最も低い結果となっています。

このままでは、村田町における地方自治の根幹に関わる、重大な局面に至ることも憂慮せざるを得ません。

現在、令和2年度当初予算編成中ではありますが、これまでに増して、極めて厳しい予算編成が迫られており、赤字決算になることが近い将来、現実になろうとしております。この状況が続けば、財政調整基金が枯渇し、町の主体的な行財政運営が制限される「財政再生団体」に転落する危険性があります。

私たちは、この郷土村田町における時代の継承者として、次の世代、未来への展望を明るいものにしていくべき責任があります。

令和2年度以降は、新たな財源確保策の手立てを講じることをはじめ、これまで以上に徹底した内部管理経費の節減はもとより、各種事業の継続的な見直しを進めることを基本としますが、当面は、職員人件費をはじめ、様々な改革や改善策を実施していかざるを得ないものと考えております。

この財政非常事態宣言を契機に、令和2年度を財政改革元年と位置づけ、より一層の行政のスリム化を推進するとともに、議会や町民の皆様からご意見をいただきながら、全職員一丸となって、財政健全化に取り組んでまいります。

町民の皆様のご理解ご協力を切にお願い申し上げます。

令和2年2月14日

村田町長 大 沼 克 巳

IV 財政健全化に向けた基本的な方針

1 計画期間

計画期間は、今後の人口動向、財政状況及び社会経済情勢の変化等を見据え、令和3年年度から令和7年度までの5年間とします。

5年間（令和3年度～令和7年度）

2 基本方針

自主財源確保の徹底や、あらゆる経費の「切(節約)10%の推進」など、財政健全化計画に向けた取組みの徹底により、財政健全化を目指します。

- (1) 歳入の確保
- (2) 資産の有効活用
- (3) 総人件費の適正化
- (4) 各種行政経費の見直し・縮減 『切(節約)10%の推進』
- (5) 業務改革の徹底

3 目 標

人口減少や少子高齢化の進展による町税等の伸び悩み、扶助費等の社会保障費の増加など、厳しい財政状況が続く中、年々頻発化・激甚化する災害による突発的な財政需要や景気後退による歳入の急減に備え、財政健全化に向けた取組みを強化し、計画最終年度までに、標準財政規模の10%程度にあたる3.5億円以上の基金残高の確保を目標とします。

計画最終年度の財政調整基金残高 3.5億円以上

	令和元年度末残高		令和7年度末残高
財政調整基金残高	1.5億円	➔	3.5億円以上

4 財政指標目標

計画最終年度における財政指標については、以下の水準を目標とします。

	令和元年度		令和7年度
実質公債費比率	13.6%	➔	13.0% 以下
将来負担比率	139.9%	➔	135.0% 以下

V 財政健全化に向けた取組み

計画的な財政調整基金の確保による安定した財政構造の構築を図るため、以下の項目に取り組みます。

I 歳入の確保

(1) 町税収入の更なる向上

取組① 新規滞納者の防止対策の徹底						
新規滞納者や滞納額の増加を抑制するため、期限内納付に向けた周知や滞納処分に関する周知を徹底し、滞納処分の早期着手を図るなど、税負担の公平性の更なる確保に取り組みます。						
徴収率の向上による滞納額の抑制	取組効果額（千円）					
	R3	R4	R5	R6	R7	合計
	7,622	7,680	7,713	7,724	7,734	38,473

取組② 滞納額の縮減対策の徹底						
滞納額の縮減を図るため、納付相談や納付指導を徹底し、財産差押えによる公売等を視野に入れた対策を検討するなど、滞納額の着実な縮減に向けて取り組みます。						
滞納処分の徹底による滞納額の縮減	取組効果額（千円）					
	R3	R4	R5	R6	R7	合計
	3,284	3,284	3,284	3,284	3,284	16,420

(2) 使用料及び手数料の適正化

取組③ 使用料・手数料見直し						
各種手続きに係る手数料の見直しのほか、公共施設の維持管理コストを踏まえた適正な水準の使用料とするため、使用料・手数料見直しの検討や基準の策定に取り組みます。						
使用料・手数料の見直し基準の策定	取組計画					
	R3	R4	R5	R6	R7	
	検討	—————→				

(3) ふるさと納税制度の積極的な活用

取組④ ふるさと納税の積極的な活用に向けたPRの強化・返礼品の充実						
<ul style="list-style-type: none"> ・ 寄付者のニーズを的確に捉え、事業者との連携強化による返礼品の見直しや充実を図り、返礼品の充実に取り組みます。 ・ ふるさと納税サイトの更なる充実を図り、寄付のしやすい環境整備に取り組みます。 ・ 町の魅力や返礼品の積極的なPR活動に取り組みます。 ・ 企業版ふるさと納税制度を活用し、町外企業に対し積極的な働きかけに取り組みます。 						
ふるさと納税の積極的な活用による自主財源の確保	取組効果額（千円）					
	R3	R4	R5	R6	R7	合計
	10,000	20,000	30,000	40,000	50,000	150,000

(4) 自主財源の確保に向けた広告等の活用

取組⑤ 広報紙やホームページ等の有効活用						
広報紙やホームページを活用した有料広告の募集に加え、各種通知送付用の封筒への有料広告の掲載を検討し、自主財源の確保に取り組みます。						
有料広告の活用	取組計画					
	R3	R4	R5	R6	R7	
	検 討					

取組⑥ 掲示看板の有効活用						
村田インターチェンジ前に設置している有料掲示看板について、撤退により空きが目立つため、企業等への積極的なPRを行い、有料掲示看板の有効活用による自主財源の確保に取り組みます。						
有料広告の活用	取組効果額（千円）					
	R3	R4	R5	R6	R7	合 計
	240	480	600	600	600	2,520

(5) 企業誘致の促進

取組⑦ 企業誘致の促進						
宮城県と連携を図るとともに、立地企業等との懇談の場を形成するなど、進出企業ニーズの把握、情報収集・情報提供に努め、企業誘致のための支援強化に取り組みます。						
企業誘致の強化	取組計画					
	R3	R4	R5	R6	R7	
	検 討					

(6) 都市計画税の導入に向けた検討

取組⑧ 都市計画税の導入に向けた検討						
将来の都市計画道路整備や公共下水道の更新時期に備えるため、景気動向を考慮しつつ、都市計画税の導入に向けた検討を進めます。						
都市計画税導入の検討	取組計画					
	R3	R4	R5	R6	R7	
	検 討					

2 資産の有効活用

(1) 町有地の有効活用の推進

取組⑨	町有地の賃貸・売却等による処分					
<p>学校統廃合により行政目的を終えた廃校施設や、今後の活用が見込めない公共施設等について、民間等への賃貸や売却処分を進めるなど、売却可能な町有宅地等の早期売却を進め、町有財産の有効活用に取り組みます。</p>						
町有地の有効活用	取組効果額（千円）					
	R3	R4	R5	R6	R7	合計
	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	60,000

(2) 施設総量の適正化の推進

取組⑩	公共施設の統廃合の推進					
<p>村田町公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画（令和2年度策定）を踏まえ、施設の利用状況や町民ニーズを把握し、施設規模の縮小や老朽化が進んでいる施設のあり方を検討し、施設総量の適正化に取り組みます。</p>						
施設総量の適正化	取組効果額（千円）					
	R3	R4	R5	R6	R7	合計
	1,119	1,119	1,119	1,119	1,119	5,595

3 総人件費の適正化

(1) 定員適正化計画の推進

取組⑪	定員適正化計画を踏まえた職員数の適正化					
<p>事務事業の見直し・縮減により組織のスリム化を図り、事務事業の実情を踏まえた再任用職員の効率的な配置を進めるなど、定員適正化計画を踏まえた職員数の削減による職員数の適正化に取り組みます。併せて、職員の育児休暇の取得等により職員数に不足が生じる場合など、特別な事情がある場合を除き、会計年度任用職員の任用は極力控えるなど、会計年度任用職員数の適正化に取り組みます。</p>						
職員数等の適正化	取組効果額（千円）					
	R3	R4	R5	R6	R7	合計
	2,531	16,223	16,275	20,641	21,273	76,943

4 各種行政経費の見直し・縮減

(1) 各種事業の検証と見直し

取組⑫	各種事業の検証による見直しの実施					
<p>各種事業の費用対効果や町民ニーズの検証による事業の見直しを行うため、事業評価制度の導入に向けた検討を進め、各種事業経費の縮減に取り組みます。</p> <p>また、事業のあり方について効果検証を行い、事業終期の見通しを立てるなど、事業費の縮減に向けた効果的な事業実施に取り組みます。</p>						
各種事業の見直し	取組計画					
	R3	R4	R5	R6	R7	▶
	検 討					

(2) 新規公共工事の抑制

取組⑬	普通建設事業の見直し					
<p>実質公債費比率及び将来負担比率が県内で最も高く、類似団体と比較しても高い状況であることを踏まえ、事業の選択と集中による事業費の圧縮に加え、既存事業のあり方に関する検討も進め、普通建設事業費の縮減に取り組みます。</p>						
普通建設事業費の縮減	取組効果額（千円）					
	R3	R4	R5	R6	R7	合 計
	159,518	159,518	159,518	159,518	159,518	797,590

(3) 公営企業会計等の経営改善

取組⑭	公営企業会計等の経営改善による負担金等の抑制					
<p>公営企業会計に対する負担金等について、今後の人口動向を踏まえると、人口の減少による使用料等の減少に対して、施設の老朽化による維持管理経費の増加が見込まれることから、使用料等の計画的な見直しや施設の統廃合に向けた検討を進め、経営戦略の見直しを図るなど、経営改善に向けた取り組みを強化し、負担金等の抑制に取り組みます。</p> <p>また、各種予防事業の取組強化により医療費や給付費等の縮減を図り、国保・介護などの特別会計に対する繰出金の抑制に取り組みます。</p>						
負担金等の抑制	取組計画					
	R3	R4	R5	R6	R7	▶
	検 討					

(4) 一部事務組合等に対する負担金の抑制

取組⑮	一部事務組合等に対する負担金の抑制					
<p>仙南地域広域行政事務組合やみやぎ県南中核病院企業団に対して支出している負担金等が年々増加傾向にあることから、構成市町とともに経営改善に取り組みます。</p>						
一部事務組合等に対する負担金等の抑制	取組計画					
	R3	R4	R5	R6	R7	▶
	検 討					

(5) 公共施設の維持管理経費等の縮減

取組⑯ 公共施設の維持管理経費や事務経費の縮減						
各種公共施設の光熱水費の縮減や、紙やトナーなどの消耗品の一括管理・一括発注、入札による単価契約を検討するなど、維持管理経費等の縮減に取り組みます。						
維持管理経費等の縮減	取組効果額（千円）					
	R3	R4	R5	R6	R7	合計
	17,269	17,269	17,269	17,269	17,269	86,345

(6) 各種業務委託のあり方の検討

取組⑰ 業務委託の見直し						
各種業務委託料が年々増加傾向にあることを踏まえ、窓口業務の一部民間委託の導入に向けた検討を進めるなど、業務委託料の縮減に取り組みます。						
業務委託料の適正化	取組効果額（千円）					
	R3	R4	R5	R6	R7	合計
	9,494	9,494	9,494	9,494	9,494	47,470

取組⑱ 各種業務システムの見直し						
各種システムの維持管理に要する改修委託料や利用実態を検証し、今後のシステムのあり方を検討するなど、システム関連経費の適正化に取り組みます。						
システム関連経費の適正化	取組効果額（千円）					
	R3	R4	R5	R6	R7	合計
	3,870	3,870	3,870	3,870	3,870	19,350

取組⑲ 指定管理者制度のあり方の検討						
指定管理者制度のあり方を検討し、財団法人等が管理・運営を行っている公共施設について、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用による効率的かつ効果的な公共サービスの提供に取り組みます。						
指定管理者制度の見直し	取組効果額（千円）					
	R3	R4	R5	R6	R7	合計
	3,167	3,167	3,167	3,167	3,167	15,835

(7) 各種団体等に対する補助金のあり方の検討

取組⑳ 補助金の見直し						
町が行う補助事業の効果や成果を踏まえた検証を行い、効果が変わる事業については事業の見直しや廃止を検討するなど、住民ニーズにあった補助制度の構築に取り組みます。また、地域団体等に対する運営補助金について、運営実態や会計状況（繰越金の有無など）を踏まえ、補助金額の適正化に取り組みます。						
補助金の縮減	取組効果額（千円）					
	R3	R4	R5	R6	R7	合計
	9,639	9,639	9,639	9,639	9,639	48,195

5 業務改革の徹底

取組⑳	組織構造の見直しや統合等による組織改革の検討
	定員適正化計画を踏まえた今後の職員数を踏まえ、町が抱える行政課題や町民ニーズに対応できる効果的・効率的な組織体制を構築するため、組織改革に取り組みます。
取組㉑	組織横断的な体制の構築に向けた検討
	年々頻発化・激甚化する災害への対応や各種選挙対応など、組織全体で対応すべき事務事業について、事業担当課のみに負担が集中することがないように、組織横断的な体制の構築に取り組みます。
取組㉒	職員の効率的な配置による業務量の平準化
	事業担当課によって事務事業の繁忙期と閑散期が異なるため、繁忙期を見据えた職務の兼務等による業務量の平準化を図るなど、職員の事務負担の軽減及び業務量の平準化による時間外勤務の縮減に取り組みます。
取組㉓	職員研修等の充実
	職員一人一人が町の財政状況等を認識し、職員全員が一体となって財政健全化へ向けた取り組みを行えるよう、職員を対象とした財政研修会や各種勉強会を実施し、業務改善に向けた職員提案制度を継続するなど、業務改善意識の醸成に取り組みます。
取組㉔	人事評価システムの見直し
	人事評価結果を人事管理のほか、人材育成等への積極的な活用を図ります。
取組㉕	職員ボランティアの実践
	地域住民だけではなく、「共働」を呼びかける立場から、職員一人一人が積極的にボランティア活動に努め、維持管理経費等の縮減に取り組みます。

業務改革の徹底	取組効果額（千円）					
	R3	R4	R5	R6	R7	合計
	2,795	2,655	2,522	2,396	2,276	12,644

VI 財政収支見通し

I 財政収支見通し算出条件

令和元年度の決算状況等を踏まえ、今後の人口動向や各種制度改正等を考慮し、財政収支見通しを算出しました。

区 分		算出条件	
歳 入	自主財源	町 税	個人町民税：令和2年度決算見込額を基礎として、人口動向等や中長期の経済財政に関する試算を考慮し算出 法人町民税：令和2年度決算見込額を基礎として、中長期の経済財政に関する試算を考慮し算出 固定資産税：令和2年度決算見込額を基礎として、評価替えのほか、中長期の経済財政に関する試算等を考慮し算出 その他町税：令和2年度決算見込額を基礎として、中長期の経済財政に関する試算を考慮し算出
		繰入金	財政調整基金：基金の取崩しによる繰入は行わないものとして算出
			減債基金：基金の取崩しによる繰入は行わないものとして算出
			特定目的金：基金の取崩しによる繰入は行わないものとして算出
	分担金・負担金	令和元年度決算額を基礎として算出	
	使用料・手数料	令和元年度決算額を基礎として算出	
	財産収入	令和元年度決算額を基礎として算出	
	寄附金	令和2年度決算見込額を基礎として算出	
	繰越金	過年度の決算額等を考慮し算出	
	諸収入	令和元年度決算額を基礎として算出	
	依存財源	地方交付税	普通交付税：令和2年度交付額を基礎として、地方財政計画等を踏まえ、中長期の経済財政に関する試算等を考慮し算出
			特別交付税：過年度の決算額等を考慮し算出
		地方消費税交付金	令和元年度決算額を基礎として、中長期の経済財政に関する試算を考慮し算出
		国・県支出金	令和元年度決算額（経常的なもの）を基礎として算出
町 債		臨時財政対策債：令和元年度決算額を基礎として、普通建設事業見込みを除く町債を考慮し算出	
		臨時財政対策債：令和2年度発行可能額を基礎として、地方財政計画等を踏まえ、中長期の経済財政に関する試算等を考慮し算出	
地方譲与税	過年度の決算額等を考慮し、森林環境譲与税の交付見込みを踏まえ算出		
各種交付金	令和元年度決算額を基礎として、中長期の経済財政に関する試算を考慮し算出		

区 分		算出条件	
歳 出	義務的	人件費	過年度の決算額や定員適正化計画等を考慮し算出
		扶助費	令和元年度決算額を基礎として、人口動向や少子高齢化の進展等を考慮し算出
		公債費	令和元年度末時点の償還計画額を基礎として、令和2年度以降の町債発行見込み額を考慮し算出
	投資的	普通建設事業費・ 災害復旧事業費	過年度の決算額等や令和3年度以降の事業見込みを考慮し算出
		その他	物件費
	維持補修費		過年度の決算額等を考慮し算出
	補助費等		過年度の決算額や事業計画等を踏まえた一部事務組合等に対する負担見込みを考慮し算出
	積立金		過年度の決算額等を考慮し算出
	投資及び出資金		過年度の決算額等や下水道事業及び病院事業に対する今後の出資見込みを考慮し算出
	貸付金		過年度の決算額等を考慮し算出
繰出金	過年度の決算額等を考慮し算出		

2 財政収支見通し（財政健全化取組み前）

財政健全化へ向けた取組みを実施しなかった場合の財政収支見通し

■ 歳入 ■

[単位：千円]

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
町税	1,206,578	1,224,105	1,218,733	1,243,130	1,245,849
地方譲与税	66,526	67,872	67,872	67,872	69,553
各種交付金	246,178	247,194	248,428	249,884	251,569
地方交付税	2,021,546	1,976,678	1,940,773	1,908,846	1,877,627
分担金及び負担金	2,493	2,493	2,493	2,493	2,493
使用料及び手数料	82,315	82,315	82,315	82,315	82,315
国庫支出金	387,634	387,634	387,634	387,634	387,634
県支出金	253,789	253,789	253,789	253,789	253,789
財産収入	3,284	3,284	3,284	3,284	3,284
寄附金	56,139	56,139	56,139	56,139	56,139
繰入金	0	0	0	0	0
繰越金	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
諸収入	93,452	93,452	93,452	93,452	93,452
町債	566,500	559,000	552,600	547,300	542,700
合 計	5,016,434	4,983,955	4,937,512	4,926,138	4,896,404

■ 歳出 ■

[単位：千円]

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人件費	1,268,606	1,252,309	1,245,782	1,234,421	1,229,323
物件費	789,711	769,711	754,711	739,711	724,711
維持補修費	21,131	23,244	25,568	28,125	30,938
扶助費	484,398	484,437	484,485	484,528	484,579
補助費等	676,471	692,137	693,481	692,335	688,698
普通建設事業費	531,728	531,728	531,728	531,728	531,728
公債費	720,960	712,827	682,709	659,011	639,362
積立金	64	64	64	64	64
投資及び出資金	186,655	186,655	186,655	186,655	186,655
貸付金	26,000	26,000	26,000	26,000	26,000
繰出金	438,102	438,102	438,102	438,102	438,102
合 計	5,143,826	5,117,214	5,069,285	5,020,680	4,980,160

[単位：千円]

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
収 支	▲ 127,392	▲ 133,259	▲ 131,773	▲ 94,542	▲ 83,756
累計額			▲ 570,722		

■ 財政調整基金残高見込み ■

[単位：千円]

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
前年度末残高	106,246	▲ 21,146	▲ 154,405	▲ 286,178	▲ 380,720
積立額	0	0	0	0	0
取崩額	127,392	133,259	131,773	94,542	83,756
年度末残高	▲ 21,146	▲ 154,405	▲ 286,178	▲ 380,720	▲ 464,476

3 財政収支見通し（財政健全化取組み後）

財政健全化へ向けた取組みを実施した場合の財政収支見通し

■ 歳入 ■

[単位：千円]

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
町税	1,217,484	1,235,069	1,229,730	1,254,138	1,256,867
地方譲与税	66,526	67,872	67,872	67,872	69,553
各種交付金	246,178	247,194	248,428	249,884	251,569
地方交付税	2,021,546	1,976,678	1,940,773	1,908,846	1,877,627
分担金及び負担金	2,493	2,493	2,493	2,493	2,493
使用料及び手数料	82,555	82,795	82,915	82,915	82,915
国庫支出金	350,448	350,448	350,448	350,448	350,448
県支出金	251,574	251,574	251,574	251,574	251,574
財産収入	15,284	15,284	15,284	15,284	15,284
寄附金	66,139	76,139	86,139	96,139	106,139
繰入金	0	0	0	0	0
繰越金	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
諸収入	93,452	93,452	93,452	93,452	93,452
町債	507,500	500,000	493,600	488,300	483,700
合 計	4,951,179	4,928,998	4,892,708	4,891,345	4,871,621

■ 歳出 ■

[単位：千円]

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人件費	1,263,280	1,233,431	1,226,985	1,211,384	1,205,774
物件費	759,792	744,792	734,792	724,792	714,792
維持補修費	21,131	23,244	25,568	28,125	30,938
扶助費	484,398	484,437	484,485	484,528	484,579
補助費等	666,832	682,498	683,842	682,696	679,059
普通建設事業費	372,210	372,210	372,210	372,210	372,210
公債費	720,960	712,526	682,110	658,114	633,389
積立金	64	64	64	64	64
投資及び出資金	186,655	186,655	186,655	186,655	186,655
貸付金	26,000	26,000	26,000	26,000	26,000
繰出金	438,102	438,102	438,102	438,102	438,102
合 計	4,939,424	4,903,959	4,860,813	4,812,670	4,771,562

[単位：千円]

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
収 支	11,755	25,039	31,895	78,675	100,059
累計額			247,423		

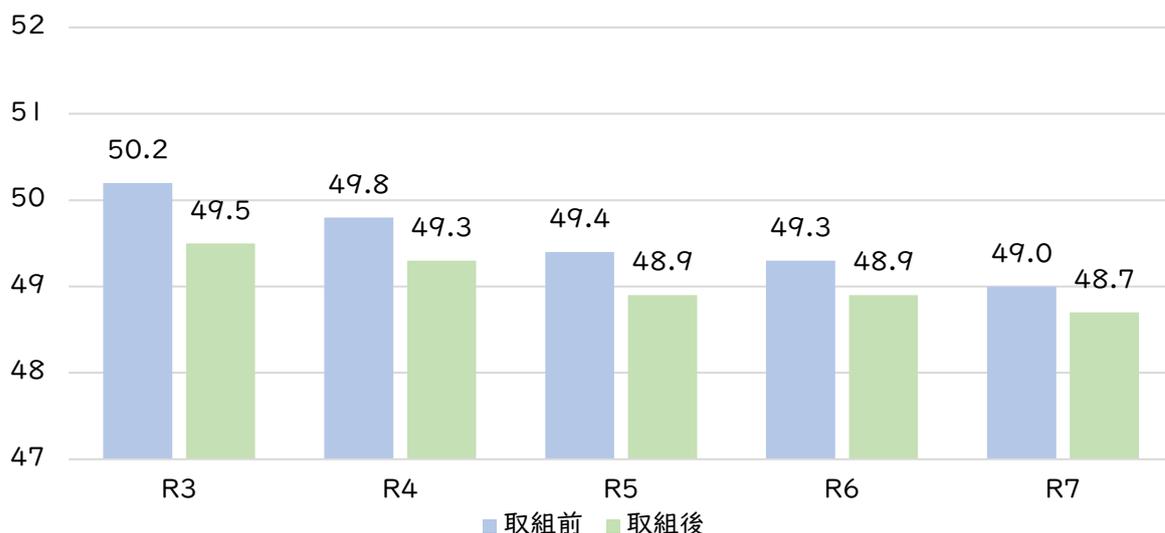
■ 財政調整基金残高見込み ■

[単位：千円]

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
前年度末残高	106,246	118,001	143,040	174,935	253,610
積立額	11,755	25,039	31,895	78,675	100,059
取崩額	0	0	0	0	0
年度末残高	118,001	143,040	174,935	253,610	353,669

【図26 歳入見通しの推移】

[単位：億円]



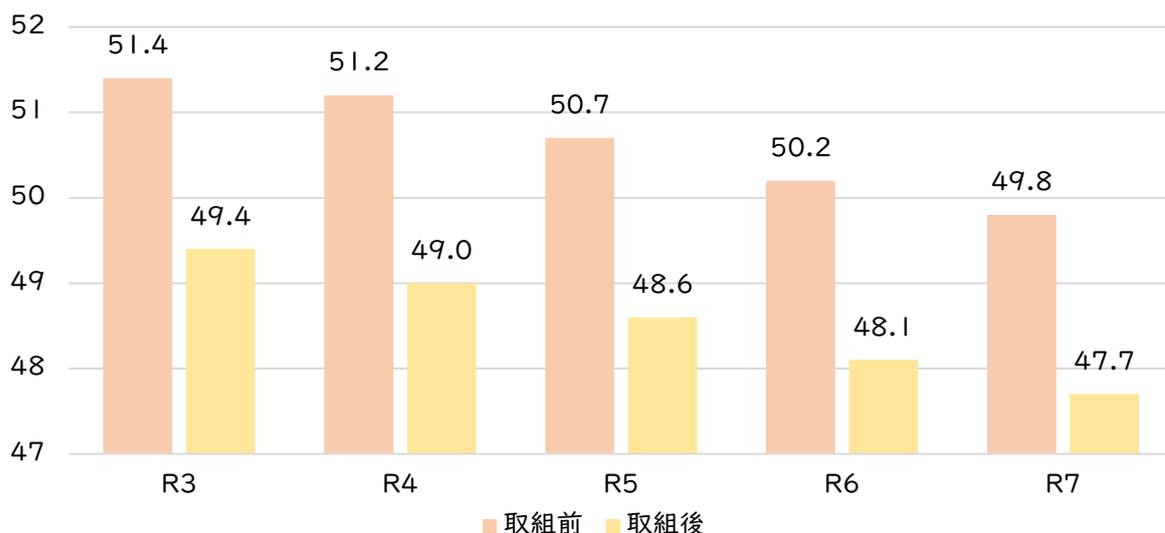
【表8 (再掲) 歳入見通しの推移】

[単位：千円]

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取組前	5,016,434	4,983,955	4,937,512	4,926,138	4,896,404
取組後	4,951,179	4,928,998	4,892,708	4,891,345	4,871,621
差引	▲ 65,255	▲ 54,957	▲ 44,804	▲ 34,793	▲ 24,783

【図27 歳出見通しの推移】

[単位：億円]



【表9 (再掲) 歳出見通しの推移】

[単位：千円]

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取組前	5,143,826	5,117,214	5,069,285	5,020,680	4,980,160
取組後	4,939,424	4,903,959	4,860,813	4,812,670	4,771,562
差引	▲ 204,402	▲ 213,255	▲ 208,472	▲ 208,010	▲ 208,598

4 収支不足額の推移

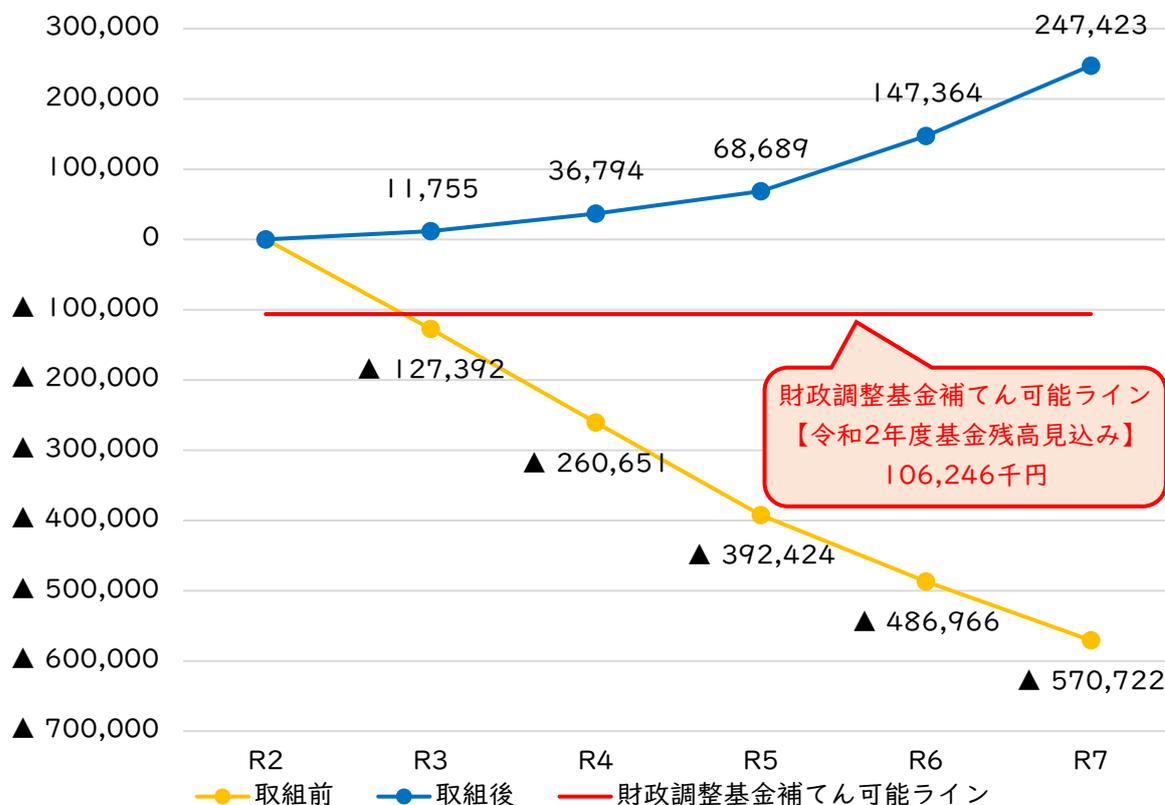
財政健全化へ向けた取組み前後の収支見通しを踏まえた収支不足額の推移です。

財政健全化へ向けた取組みを実施しない場合、令和3年度には財政調整基金で収支を賄えなくなるため、赤字決算となる可能性があり、今後5年間で5.7億円の財源不足が生じる見込みです。

しかしながら、財政健全化へ向けた取組みを実施した場合は、収支が改善され、今後5年間で2.5億円の財政調整基金残高の確保が可能となる見込みです。

【図28 収支不足額の推移】

[単位：千円]



【表10 (再掲) 財政健全化取組み前】

[単位：千円]

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
歳入	5,016,434	4,983,955	4,937,512	4,926,138	4,896,404
歳出	5,143,826	5,117,214	5,069,285	5,020,680	4,980,160
収支	▲ 127,392	▲ 133,259	▲ 131,773	▲ 94,542	▲ 83,756
(収支累計)	▲ 127,392	▲ 260,651	▲ 392,424	▲ 486,966	▲ 570,722
基金残高	▲ 21,146	▲ 154,405	▲ 286,178	▲ 380,720	▲ 464,476

【表11 (再掲) 財政健全化取組み後】

[単位：千円]

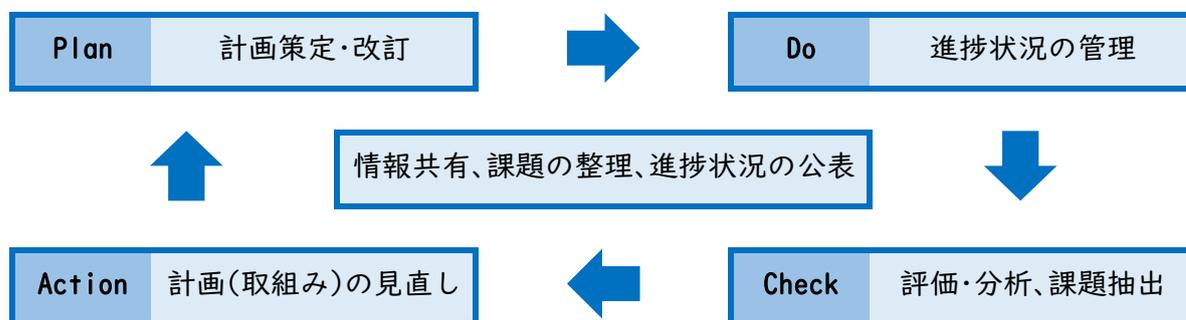
区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
歳入	4,951,179	4,928,998	4,892,708	4,891,345	4,871,621
歳出	4,939,424	4,903,959	4,860,813	4,812,670	4,771,562
収支	11,755	25,039	31,895	78,675	100,059
(収支累計)	11,755	36,794	68,689	147,364	247,423
基金残高	118,001	143,040	174,935	253,610	353,669

1 計画の推進及びフォローアップ

本計画に係る取組みについては、財政健全化推進本部を中心に、PDCAサイクル等の手法により進捗管理及び評価を行い、新たな課題の抽出や取組みの見直し等について検討を行います。

なお、本計画は取組みの進捗状況、社会経済情勢の変化及び人口動向等を踏まえ、適宜見直しを行います。

【図29 計画の推進及びフォローアップ】



2 実施状況の公表

広報紙や町ホームページ等を通じて、本計画の進捗状況等の公表を行います。

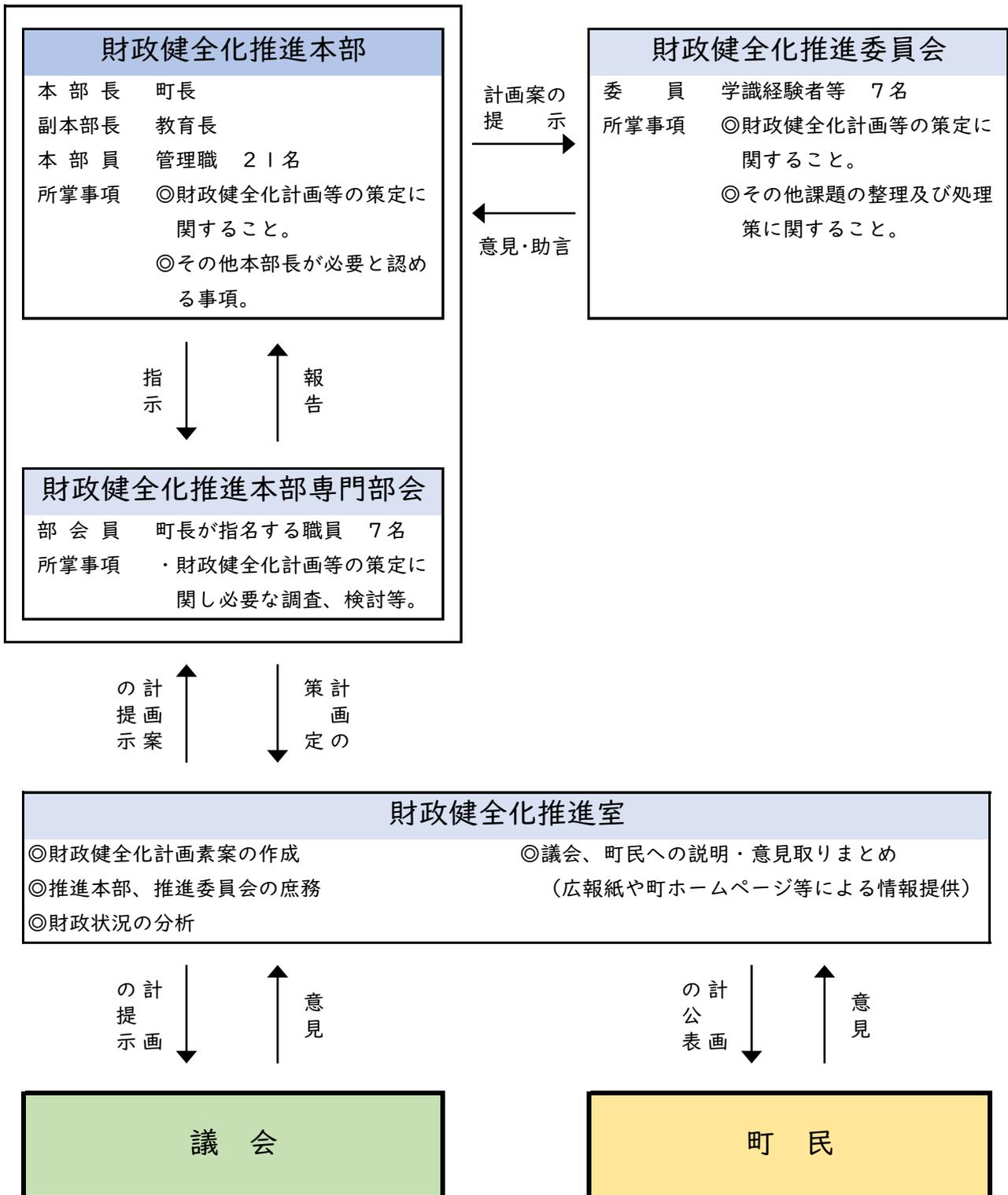
町ホームページ <http://www.town.murata.miyagi.jp>



町公式フェイスブック <http://www.facebook.com/murata.town>



村田町財政健全化計画策定に係る組織体制



財政健全化計画策定経過

財政健全化推進室	推進本部	専門部会	推進委員会
財政非常事態宣言（令和2年2月14日）			
財政健全化推進室設置 (4月1日)	村田町財政健全化推進 本部設置 (4月28日)	村田町財政健全化推進 本部専門部会設置 (4月28日)	村田町財政健全化推進 委員会設置 (4月28日)
◎健全化計画策定に向 けた財政状況の分析 ◎財政健全化に向けた 健全化項目の検討 ◎宮城県、東北財務局 との情報連携	第1回(4月28日) ・組織及び検討フロー、 スケジュールの確認	第1回(5月7日) ・組織及び検討フロー、 スケジュールの確認	
	第2回(6月1日) ・財政状況(決算推移)の 確認	第2回(6月26日) ・健全化項目の検討	
	第3回(7月1日) ・健全化項目の検討	第3回(7月22日) ・健全化項目の検討	第1回(7月31日) ・健全化計画分析資料 の説明、健全化項目の 検討
	第4回(7月31日) ・健全化計画分析資料の 説明		
	第5回(9月1日) ・推進委員会検討状況の 報告		
		第4回(10月14日) ・財政健全化計画検討 項目等の確認	
		第5回(10月26日) ・財政健全化計画(案)の 確認	
議会（全員協議会）へ の説明（9月28日） ・財政健全化計画検討 状況の報告	第6回(10月29日) ・財政健全化計画(案)の 確認		
議会（全員協議会）へ の説明（11月18日） ・財政健全化計画(案) の説明	第7回(11月20日) ・財政健全化計画の策定		第2回(11月6日) ・財政健全化計画(案)の 説明
村田町財政健全化計画策定・公表（令和2年11月20日）			

村田町財政健全化推進本部

本部長	大沼克巳	町長
副本部長	鈴木仁一	教育長
本部員	草川道孝	総務課長
	野中一夫	危機管理監
	小林一彦	企画財政課長
	高橋定光	税務課長
	菅生好範	町民生活課長
	半沢光春	健康福祉課長
	三戸部才	子育て支援課長（保育所長、児童館長兼務）
	佐山正信	農林課長
	武田千尋	地域産業推進課長
	半沢喜代志	建設課長
	今野光夫	沼辺支所長
	高橋博行	菅生出張所長
	鈴木透	会計課長
	森欣一	上下水道課長
	高橋利光	議会事務局長
	大沼義幸	農業委員会事務局長
	渡辺明夫	教育総務課長
	半澤祥文	生涯学習課長
	狭山幸子	歴史みらい館事務局長
庶務	財政健全化推進室	

村田町財政健全化推進本部専門部会

専門部員	森晶子	総務課	総括主査
	鎌田浩孝	総務課	総括主査
	秋保勝廣	健康福祉課	副参事
	佐藤隆法	地域産業推進課	主任主査
	佐藤一男	建設課	副参事
	大沼英介	教育総務課	主任主査
	三浦純	生涯学習課	副参事
	庶務	財政健全化推進室	

財政健全化推進室

室長	小林一彦	財政健全化推進室	室長
	内海正英	財政健全化推進室	総括主査
	内形由香里	財政健全化推進室	主任主査
	村上綾人	財政健全化推進室	主任主査
	佐山徹	財政健全化推進室	主任主査
	佐藤聡聖	財政健全化推進室	主査
	草野大貴	財政健全化推進室	主事

村田町財政健全化推進本部設置要綱

(設置)

第1条 財政健全化に資する事項について検討するため、村田町財政健全化推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 財政健全化計画等の策定に関すること。
- (2) その他本部長が必要と認める事項。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、町長をもって充て、推進本部を統括する。
- 3 副本部長は、副町長、教育長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、本部長の職務を代理する。
- 4 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 本部会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(専門部会)

第5条 第2条に掲げる所掌事務に関し必要な調査、検討等を行うため、本部に専門部会を置く。

- 2 専門部会は、町長が指名する職員をもって構成する。
- 3 専門部会の会議は、財政健全化推進室長が必要に応じて招集する。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、財政健全化推進室において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月28日から施行する。

村田町財政健全化推進委員会

推進委員	堀内 聖一	仙南信用金庫村田支店長
	吉野 敏明	村田町企業連絡協議会長
	村上 照夫	村田町商工会副会長
	石田 光男	元会社役員
	真壁 孝	元会社役員
	大沼 荘一	元村田町役場職員
	落合 幸隆	落合公認会計士事務所代表
庶務	財政健全化推進室	

村田町財政健全化推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 村田町が策定及び推進する財政健全化に関する重要事項の助言及び検討をするため、村田町財政健全化推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 財政健全化計画等の策定に関すること。
- (2) その他課題の整理及び処理策に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織し、委員は、学識経験者等のうちから、町長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。

2 補欠による任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、町長が招集し、その議長となる。

2 委員は会議に出席できないときは、書面等により助言することができる。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、財政健全化推進室において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月28日から施行する。

村田町財政健全化計画

令和2年11月

発行 宮城県村田町

編集 村田町財政健全化推進室

〒989-1392 宮城県柴田郡村田町大字村田字迫6番地

TEL: 0224-83-2112 FAX: 0224-83-5740

E-Mail: mura-kik@town.murata.miyagi.jp